

## 第4回定例会議事日程（第2号）

### 第1 一般質問

楮山四夫君

#### 1. 農業振興について

- (1) 米価低迷による価格補填について伺う。
- (2) TPP（環太平洋経済連携協定）国会決議がゆるぎつつある。是非とも順守されるべきと考えるが、市長の見解を伺う。
- (3) 農業委員会により農地の一筆調査が実施されたが、調査結果とその後の対応について伺う。

#### 2. 行政嘱託員制度について

行政嘱託員制度の見直しが進められているが、現状について伺う。

#### 3. まちづくり協議会の活動状況等について

- (1) まちづくり協議会が市内全地区で発足したが、運営状況はどうか。うまくいっている活動状況と課題について伺う。
- (2) 自治公民館の加入促進をしているが、現況を伺う。

中村敏彦君

#### 1. いきいきバス・いきいきタクシーの運行について

- (1) いきいきタクシー利用者の実態把握はされたのか。その結果はどうか。
- (2) 路線（コース）の見直しは検討されないか。
- (3) 運行時間の見直しは検討されないか。

#### 2. 臨時職員等の処遇改善について

- (1) 臨時職員等の人数と雇用形態について伺う。
- (2) 臨時職員等の処遇改善について伺う。

#### 3. 教育行政と土曜授業について

- (1) 教育委員会制度改革の経過と内容について伺う。
- (2) 市長と教育委員会との関係はどのようになるか。
- (3) 土曜授業の本市の方向性について伺う。

原口政敏君

#### 1. 川内原発再稼働について

- (1) 鹿児島県及び薩摩川内市は再稼働に同意したが、市長の見解を伺う。
- (2) 本市は原発から一番近いところで約5kmに位置する。立地市と同等のことを関係機関に強く要望すべきではないか。

#### 2. 新年度予算について

- (1) どのような思いで予算を組まれるのか。
- (2) 防災対策予算についての考え方を伺う。

#### 3. 指定管理者について

指定管理者が雇用する者で、本市に住所がある社員（パートを含む）はどのくらいの

割合か。

4. 市来ふれあい温泉センターの露天風呂について

現在は大人で3人くらいしか入れない広さであるが、大きくする考えはないか。

中里純人君

1. 入札制度について

- (1) 落札率の実態について伺う。
- (2) 事前公表について伺う。
- (3) 地元建設業者への支援並びに後継者育成について伺う。
- (4) 公契約制度について伺う。

2. 沿岸漁業について

- (1) 漁業被害の実態について伺う。
- (2) サメ資源有効利用事業について伺う。
- (3) サメ捕獲への補助金について伺う。

東 育代君

1. 学校教育について

- (1) 市内公立小中学校の施設整備について
  - ・学校敷地内にある建物の危険個所の点検と整備状況及び対策について伺う。
- (2) 市内公立の小中学校の不登校児童・生徒の現状と対策について伺う。
- (3) 市教育支援センターの現状と取り組みについて伺う。
- (4) 特別支援教育支援員の配置状況について伺う。

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

本会議第2号（12月9日）（火曜）

出席議員 17名

|    |        |     |        |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 松崎幹夫君  | 10番 | 濱田尚君   |
| 2番 | 田中和矢君  | 11番 | 西別府治君  |
| 3番 | 福田道代君  | 12番 | 中里純人君  |
| 4番 | 平石耕二君  | 13番 | 竹之内勉君  |
| 5番 | 西中間義徳君 | 14番 | 寺師和男君  |
| 6番 | 大六野一美君 | 15番 | 原口政敏君  |
| 7番 | 中村敏彦君  | 17番 | 福田清宏君  |
| 8番 | 楮山四夫君  | 18番 | 下迫田良信君 |
| 9番 | 東育代君   |     |        |

欠席議員 1名

16番 宇都耕平君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|   |   |       |   |   |       |
|---|---|-------|---|---|-------|
| 局 | 長 | 木下琢治君 | 主 | 査 | 石元謙吾君 |
| 補 | 佐 | 岡田錦也君 | 主 | 査 | 岩下敬史君 |

説明のため出席した者の職氏名

|       |   |        |           |        |
|-------|---|--------|-----------|--------|
| 市     | 長 | 田畑誠一君  | 農業委員会会長   | 今屋義幸君  |
| 副市    | 長 | 石田信一君  | 農業委員会事務局長 | 芹ヶ野國男君 |
| 教育    | 長 | 有村孝君   | 農政課長      | 末吉浩二君  |
| 総務課   | 長 | 中屋謙治君  | まちづくり防災課長 | 久木野親志君 |
| 政策課   | 長 | 田中和幸君  | 生活環境課長    | 住廣和信君  |
| 財政課   | 長 | 満菌健士郎君 | 水産商工課長    | 平川秀孝君  |
| 教委総務課 | 長 | 臼井喜宣君  | 土木課長      | 平石英明君  |
| 市来支所  | 長 | 逆瀬川正君  | 観光交流課長    | 中村昭一郎君 |
| 消防    | 長 | 深山龍朗君  | 学校教育課長    | 有馬勝広君  |

平成26年12月 9 日午前10時00分開議

△開 議

**○議長（下迫田良信君）** これから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

**○議長（下迫田良信君）** 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により順次質問を許します。

まず、楢山四夫議員の発言を許します。

[ 8 番楢山四夫君登壇 ]

**○8番（楢山四夫君）** おはようございます。

私はさきに通告をいたしました3件について、市長並びに農業委員会会長にお伺いいたします。

今や世間では衆議院議員解散による選挙戦がたけなわとなっており、ただでさえ慌ただしいこの師走の中にせわしさが増しておるところでございます。アベノミクスの継続か、それとも野党連合の政権と変わるのか、激戦の中に一大関心事となっております。

では、本題の質問に移ります。

まず、最初に農業振興についてですが、今年の米の価格はかつてない低迷をいたしております。農家所得が激減し、次期への営農意欲を失っている状況でございます。何とかこの価格下落による補填を考えられないのかということで、ここでの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** おはようございます。

楢山四夫議員の御質問にお答えをいたします。

本年度の米の価格が一昨年に比べて30キログラム当たり約2,000円下落したということで、米農家の皆さんの収入減少が心配をされます。そこで、米価の価格補填についての質問であります。

国の制度で米の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策があります。このナラシ対策については、平成27年産からの新制度移行に伴い、26年度産に限り円滑化対策が実施され、米の検査機関において検

査を受けて出荷した分について、当年度の販売収入と標準的収入との差額の収入減少分34%程度が農業者の抛出しで補填をされます。また、市独自の価格補填については現在のところ考えておりませんが、主食用米の需要減等に伴い、作付割り当て面積がさらに削減の見通しであるため、今後の対策として焼酎用こうじ用米やWCS用稲への転換誘導や、水田裏作の導入について検討をしているところであります。

**○8番（楢山四夫君）** 以前の民主党政権時代には生産調整に伴う直接支払交付金として反当1万5,000円と戸別所得補償制度に基づき補填してくれておったわけですがけれども、ただいま市長の答弁にありますように、今の自民政権の中ではこれが半額になっているということに加えて、今年の冷夏というのが昨年のお米を13年度米の在庫から考えるとこういう低落になったんじゃないかとかという想像はつくものの、何とか補填策を考えないと、今の農家は離農に追い込まれるんじゃないかと、そういう懸念さえされるわけです。そこらについてはいかがでしょうか。

**○農政課長（末吉浩二君）** 確かに26年産米の米については、市長が答弁しましたとおり、30キロ玄米で約2,000円ぐらいの低い仮渡金ということになっております。確かにこの価格では、なかなか農家の方々の収入も減少してきますので、今、言われましたとおり、離農なり、そういったことが非常に懸念をされる場所です。今、米のこの減少対策としては、水田の有効活用を図る必要があるといったようなふうにも思っております。そのため、比較的排水のよい水田での裏作について検討をしているところであります。

市の技連会を中心としまして、面積は少ないんですけれども、市内の5地区でタマネギの試験栽培に取り組んでもらっておりますし、また大里地区においてはレタスを水田でできないかといったようなことで、そういった取り組みも、試みも行われようとしているところであります。

このように裏作で水稻の収入減をカバーできないかという、そういった方法を何とか見出していった

らなというふうに考えております。

**○8番（楢山四夫君）** 今の現状を、さっきも申し上げましたけれども、今年の米は東北、北陸の米でさえ60キロ換算ですけれども、1万二、三千円、鹿児島県産については1万円を超えているのは若干、当市においては販売価格で60キロ換算で9,500円なんです。これを計算した場合、お米で計算すれば1キロ当たり176円弱というようなことで、昨年からすると約半分の価格になっているというのが現状なんです。

今日の農業新聞にも出ておりましたが、10月も下落が続くということで、これは東北の富山のコシヒカリ、北海道のななつぼし、あるいは山形のはえぬき、宮城のひとめぼれ、栃木のコシヒカリというのを例をとって出しておりますが、これでも5キロ当たり2,000円を割っていると。青森のつがるロマンというのは5キロ1,500円を割るということは、300円を割っているということですので、全国的な。

我が鹿児島県においてはま、さっき申し上げますように米で176円ですので、5キロに換算すると1,000円しないと、こういうふうな状況になっているわけなんです。

そういうことから、今年は特に鹿児島県の場合は天候不順によって収量が3割減収、加えて米価下落、それとさっき申し上げました13年度の古米の在庫、こういうことからいたし方ないと言われても、農家にとっては今までの米だけは何としても続けようと。それだけ米そのものがいろいろな、水源の涵養なり多目的に利用されている中で、米だけは続けんといかんという、そこでさえもこの上は心配される、耕作が今後心配される状況にあることから申し上げますところなんです。

先ほどの課長の答弁の中に、代替作物としてタマネギあるいはレタス等ということも考えられておりますので、そこら辺についても今後農家に勧めてやらなければならないわけなんですけれども、やっぱり農業政策というのをもっと長期的なものの考え方でないと、農家にとっては安心して生産にいそめないということになってまいりますので、そこらを十分御検討されて、代替作物なら代替作物というの

を決めていただきたいものだと思っておりますが、いかがですか。

**○市長（田畑誠一君）** 農は昔から国のもとなりと言われてまいりました。一次産業の中で、まさに大きな主力だと思っております。その中でも米が一番の作物なんですけれども、先ほどからお述べになっておられますように、表現が悪いんですが、猫の目政策とかかつて言われたこともありますけれども、民主党政権時代の補償がまたがらっと変わりました。半分になったとかさっきお述べになりましたが、国としてはあの制度を変えて、新たに農家の皆さんが意欲を持つような政策に転換をしようとしてるのではなかろうかというふうに思っております。これからもそういったことを推移を見守りながら、いろいろな立場でまた主張してまいりたいと思います。

当面は今、水田の裏作の話も、奨励もやってほしいというお話がありましたが、特に焼酎用こうじ用米、それからWC Sの稲の転換などもあわせて誘導していかなきやいけないというふうに思っております。

国の政策に、私の個人の考えですけど、モミで1俵1万円はしななきやいけないと私は思っています、いつも。国の政策に、民主党政権が掲げてきた反1万5,000円ですか、あれを半分に下げましたが、これは新たな制度への農家奨励のための政策ということに私は位置づけておりますが、そういった点で期待をしているところであります。

**○8番（楢山四夫君）** 先ほど農政課長のほうからナラシ対策でのことは回答がありましたけれども、政府自民党は収入減少影響緩和対策、それがナラシ対策なんですけど、9月時点において1万4,600円と発表しておりましたが、これは今後の相場によって加味されるということになるわけなんですか。

**○農政課長（末吉浩二君）** 米の価格については、毎年ですけれども、来年の3月までの相対取引あるいは入札の価格によってその年の米の価格というのが決まるということになっておりますので、現段階ではわかりませんが、先ほど言われた発表されている米の価格については9月、10月の相対取引の価格だというふうに思っております。ただ、この

9月、10月に取り引きされる米については、新米の出回り時期ということで比較的高値で取り引きされていると言われていました。

それ以降のこの相対取引の価格については、下落傾向にあるということが例年言われているようです。なので、最終的にはもっと下がってくるのかなというような予想をしているところです。

**○8番（楮山四夫君）** 私は1万4,600円は上がるんじゃないかというふうに期待しておったんですけども、下がりますかね。それとあわせて、私もちょっと勉強不足だったのかなと思いますが、このナラシ対策は販売された農家にしか適用されないということになるんですか。

**○農政課長（末吉浩二君）** 国のナラシ対策については、先ほど市長の答弁にありましてとおり、米の検査機関において検査を受けて出荷した分についてこの対策がとられるということになっています。

**○8番（楮山四夫君）** だとすれば、私どもの市内でこのナラシ対策に加入しているというのはどれくらい、あるいはまたその中で出荷しているというのはどの程度あるのか把握されていらっしゃるでしょうか。

**○農政課長（末吉浩二君）** 11月末現在の米の検査の状況ですけれども、管内では1,583俵の検査が行われていまして、この生産者につきましては78名の方ということですので、全体の人数でいくと1割程度かなというふうに思っております。

**○8番（楮山四夫君）** だとすれば、大多数の方がこのナラシ対策の恩恵にはあずかれないということになりますね。ますます所得が減少すると。何とかこの窮状を救う手だてを市長、何か考慮していただきたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 農家の皆さん方が、米の価格が極端に下落したということで大変お困りなっているということはよく理解をしているところであります。当面は、先ほど申し上げましたとおり、米政策というのは農業の政策の中でも最も基幹的な私は分野にあると思っております。そういった意味で、さっき申し上げましたとおり、民主党政権時代の1万5,000円を半分に今の現政権は下げましたが、これは農業者の方々を奨励する新しい政策への移行

だというふうに私は踏まえております。そういった面で大いに期待をしているところであります。

市としましては、できる分野について努力をしていきたいというふうに考えております。

**○8番（楮山四夫君）** さっき市長も農政は猫の目政策でなく、もっと長期展望に立つべきだということも言われたようでございますので、ぜひそういう方向で考慮いただきますように要請いたして、この項は終わります。

次に、TPP環太平洋経済連携協定についてですが、国会決議としては、重要5品目は是が非でも堅持するんだというようなことを言うておりましたけれども、だんだんだんだんこれが揺るぎつつあるような気がしてなりません。私どもとしては、ぜひともこの国会決議が遵守されるよう関係機関に対し働きかけてほしいと思うんですが、市長の見解を伺います。

**○市長（田畑誠一君）** このTPPの問題でありますけど、これまで一般質問でもたびたび反対の立場でお答えをしております。去る11月13日、全国市長会において、国に対して次のとおり要望しております。

TPP協定は国民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、国民に対し、交渉内容に関する徹底した情報開示と明確な説明を行い、国民的議論を尽くすとともに、国益を守り、我が国の反映につながるよう交渉を進めること。

また、TPP協定により打撃を受けることが懸念される国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要品目を関税撤廃の対象から除外するとともに、食料安全保障の確保、食品の安全安心の確保などの各分野への懸念が現実のものとならないよう、万全の体制で臨むこと。

あわせて、農林水産業の競争力強化に向けた取り組みを着実に実行するとともに、今後の施策を早期に明らかにし、食料自給率の向上に資する農林水産関連施設の一層の充実並びに持続可能な力強い農林水産業を確立すること。

以上のことを重点提言として全国市長会で国へ要

望をいたしております。

**○8番（楢山四夫君）** もし、この協定が結ばれて関税が撤廃されるということになると、日本の農業は壊滅的な打撃を受けるのは必至でございます。農業委員会のほうからも建議書が同じ内容で出ております。

私は農家、あるいは農家だけでなく関連産業を考えると、鹿児島県でも5,000億円からの被害をこうむると言われております。今現在、農業の自給率が39%とおりますが、これを50%にというようなことで今までも進めてまいったところですが、関税撤廃となると、たちまち10%台に落ち込み、特に鹿児島県は農業県でもございます。また、私どものところにおいても農業が主産業でありますので、そういう面においてもこのTPPの問題については、ぜひ、今、市長のほうからも御回答ありましたようなことを今後も進めてもらいたいと思っております。

自民党、公明党は今回の選挙の中でも口に出してはいるものの、これが口約だけに終わらないような今後の施策を進めてもらいたいと思うところです。

この件については終わります。

次に、質問に入る前に、農業委員会長の御出席をいただいたことに対し、お礼申し上げたいと思いません。

先般、農業委員会によって農地の一筆調査というのが行われましたが、名前は一筆調査じゃなかったかもしれませんが、その調査の結果とその後の対応について農業委員会会長にお伺いいたします。

**○農業委員会会長（今屋義幸君）** お答えいたします。

農地利用状況調査の結果とその後の対応についてであります。

農業委員会が行う農地利用状況調査は、毎年8月、11月にかけて市内全ての農地を対象にして実施しております。一方、市町村は市内の耕作放棄地について一筆ごとに荒廃状況を把握する荒廃農地調査を行うことになっておりますので、調査の効率的な実施の観点から農業委員会が実施する利用状況調査とあわせて実施しているところであります。

平成25年度に実施した利用状況調査では、荒廃農地の結果であります。平成26年8月現在で、市内に約3万9,000筆、1,926ヘクタールの農地があります。その中で農地に復元可能な耕作放棄地は約3,200筆、152ヘクタール、全体に占める割合は約7.9%であります。山林原野化して復元困難な耕作放棄地は約1万筆で593ヘクタール、全体に占める割合は30.8%であります。

農業委員会といたしましては、調査の結果、山林原野など復元困難な耕作放棄地については農業委員会総会で非農地判断の決議後、所有者へ非農地通知書を送付し、山林原野への地目変更登記をお願いしているところであります。

復元可能な耕作放棄地の所有者に対しては、利用意向調査を実施し、農地利用集積円滑化団体等への貸し付け、その他の方法による農地のあっせんなど、農地の利用調整と有効利用を進めるとともに、農振農用地などの優良農地を守っていくことが農業委員会の役目と考えております。

以上です。

**○8番（楢山四夫君）** ただいま会長のほうから答弁をいただきました。

山林になっているというのが1万筆、539ヘクタールで全体の30.8%を占めているということをお伺いいたして、それだけ農地が減ったのかなという思いでなりません。今回の調査に基づいて、耕作放棄地の山林化している土地について、私ども農業委員会のほうから地目変更をこれに基づいてしてくださいというような意味で確認書をいただき、川内の法務局に行って手続をしたところでしたが、私だけでなく、このことが地目変更までできたということで、農業者にとってもある面では喜ばれたところではあります。

そうした中でお伺いしたいのは、今、復元可能な農地については利用調査をするということですが、この利用調査についてはいつごろからされる予定なのかお伺いいたします。

**○農業委員会事務局長（芹ヶ野國男君）** 事務局のほうからお答えいたします。

ただいま非農地判断をした農地につきましてその処理を8月から行ってございまして、来年の1月から

2月ぐらいには大体一通り終わる予定でございます。ただし、これは相続人が確定されている農地だけでございますので、引き続きまして相続者等の調査をいたしまして、また通知をしていくということになります。

ただいま御質問の意向調査ですけれども、これは農振農用地を優先しまして、来年の春以降、4月以降から実施できればいいかなと考えております。

以上です。

**○8番（楢山四夫君）** もう一つお伺いいたします。

さっき申し上げました農地、非農地の確認書で地目変更の手続をしなかった、あるいは、そのことにおいて今後また通知書等を紛失したとか、そういった場合にその確認書をいただけるのか、あるいは法務局へ行って本人ができるのか、そこをお伺いしたいと思います。

**○農業委員会事務局長（芹ヶ野國男君）** 非農地の通知をいたします。そこまでが農業委員会の業務と捉えておりますが、案内文書には川内の法務局のほうに連絡をとっていただいて非農地通知書を持っていけば無料で地目変更ができますという御案内をしております。不動産登記法に基づいての仕事になりますので、あくまでも本人さんでないとこの地目変更はできない。代位者を使うこともありますけれども、それなりの経費がかかりますので、できれば本人さんが行かれたほうが経費も節減できてよろしいですよという御案内を差し上げております。

また、農地の確認書をもし紛失したとか、そういうようなことがございましたならば、農業委員会のほうで再発行は可能であると考えております。

以上です。

**○8番（楢山四夫君）** せっかく農業委員会長に御出席いただいておりますのでお伺いいたしますが、今の政府は農業委員会の改革についても農協改革同様進めておるといことですが、この件について会長はどのようにお考えでしょうか。

**○農業委員会会長（今屋義幸君）** ただいまの件について御答弁を申し上げます。

農業委員会の改革についてであります。政府は規制改革の一環といたしまして、農林水産業・地域

の活力創造プランを改訂しまして、農業委員会の改革を行うこととしております。

これらの改革案は農業、農村現場の実態を無視した暴論であり、現場からは戸惑いと憤りの声が上がっております。農業委員会系等組織といたしましては、農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所など組織討議を踏まえ、系統組織としての基本的な考え方をまとめまして、政府与党における制度検討の協議に対応しております。現在、その動向を注意しているところであります。

以上です。

**○8番（楢山四夫君）** 今回の改正の中身をちょっと見てみますと、農業委員の選出について選挙制度を廃止し、地域からの推薦、公募と市町村長の選任委員会に一元化して認定農業者、あるいは女性、青年等の登用を図っていくというようなことも言われておりますが、この件についてはどうでしょうか。

**○農業委員会会長（今屋義幸君）** 農業委員は農業者が大事に耕作をしてきた農地を取り扱うのが仕事であります。その取り組みの源泉は地域からの信頼、信任です。さらに、農業委員の地域を守り発展させるという自信と誇りであります。公益性の高い農地をしっかりと管理するためには、公平性、公正性、透明性が確保された手続等が不可欠であります。

こうした農業委員会の公的な権限を確保するためには、地域からの代表である、地域からの信頼を確保する公選制が基本だと考えております。また、専任委員については、農地の多面的機能の維持強化、さまざまな制度への対応の観点から、消費者、専門家など幅広く農業外からの参画を求める仕組みや、地域で頑張る女性の参画を求める観点から、女性枠を創設する必要があると考えております。

以上です。

**○8番（楢山四夫君）** もう一つ、農業委員会の指揮下に農地利用最適化推進委員、これは仮称ということですが、農地利用最適化推進委員を設置するというのも考えられておるようですけれども、この件についてはいかがでしょうか。

**○農業委員会会長（今屋義幸君）** ただいまの件についてお答えをいたします。



農地利用最適化推進委員の設置については、農業委員会の改革の一部の案として検討されておりますが、農地制度の改革等に伴って増大する業務に対して、地域農業事情に精通した私ども農業委員がその役割を果たし、業務を適正かつ円滑に推進し、また、さらに優良農地の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○8番（楢山四夫君）** わかりました。ただいま農業委員会長のほう、あるいは事務局のほうからも私の質問の全てについて御回答をいただきました。ありがとうございました。

次の質問に移ります。

行政嘱託員制度について。行政嘱託員制度の見直しが進められておりますけれども、現状についてお伺いいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 行政嘱託員制度についてであります。

行政嘱託員業務のうち、個人を特定しない広報紙などの配布業務をまちづくり協議会へ委託することについては、地域への権限、財源移譲及び地域コミュニティの推進の観点によるものであります。

一つ目に、地域に身近な業務や地域で行ったほうが効率的な業務のメニューの一つとしてまちづくり協議会に受けていただき、財源もお渡ししようということであります。

二つ目に、原則月2回配布しながら声かけしていただくことにより、御近所のつながりが深まり、まちづくり協議会のコミュニケーションが一層促進されればという期待を込めて、以上二つの観点から地区への提案をしているところであります。

なお、個人宛て文書は、従来どおり行政嘱託員により配付することとしております。

**○8番（楢山四夫君）** この件については、私自身、まだ行政嘱託員制度が十分定着化していないんじゃないか、あるいはまた集落によっては、ちょうど今なれてきたと、なぜそんなに早くこの見直しをせなにかんとかというのが集落等からも出ております。

また昔に返すのかと、あるいは集落によっては役員の人選がただでさえ難しいのに、またそんなのが

返ってくるとすれば、ますます小さい集落においては役員を出せないと、こういうようなことを言っているところなんです、これをやっていくとすれば、いつから、どのような形で実施していこうと考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

**○まちづくり防災課長（久木野親志君）** ただいま各地区で、行政嘱託の一部業務の受託についてこちらのほうから御説明申し上げ、各地区で御協議をいただいておりますが、この提案は決して強制的にお願いしているわけではなくて、来年度から受託可能なまちづくり協議会については来年度から実施していただきましょうということでありまして。もし来年度受託できない場合は、従来どおり、行政嘱託員にお願いして配布していただくこととしております。

この地域での広報等の配布につきましては、今年の9月中旬ぐらいから各地区のほうに私たちも出向いて行って説明会をしております。各地区においてはその説明を受けて、また集落におろして、各集落の御意向をまた確認しながら、そして、その結果として地区として受託するかしないかを再度また地区で協議していただく。そういうことの意味表示をしていただくようお願いしているところであります。

**○8番（楢山四夫君）** だとすれば、市内全域に一斉にやるということではないわけですね。だとすれば、何年間ぐらいでこれを実施していこうという考え方ですか。

**○まちづくり防災課長（久木野親志君）** ただいま申しましたとおり、これまでも行政嘱託員でということになれてきましたので、すぐにはなかなか難しいところもあろうかということも勘案しまして、ここ3年程度はどうしてもなれるのにかかるのかなという思いはしておりますので、地域の方々にもじっくり御協議くださいという御説明は申し上げているところであります。

**○8番（楢山四夫君）** さっき市長の答弁では、個人のプライバシーに関するものについては今までどおり嘱託員を使ってやるという答弁でございましたが、こうなりますと費用弁償は別途大きくなっていくんじゃないかというような気がするんですけれども、そこはどうですか。

**○まちづくり防災課長（久木野親志君）** 現在、行政嘱託員にお支払いしている延べの金額は約3,500万円ございますけれども、あくまでもこの枠内での事業であります。ですので、行政嘱託員が残るところ、個人に当たる分も含めてですけど、分と地域が受けて受託する、お金をいただく分、合わせてやっぱり3,500万円というこの枠は変えない、変わらない、そういう前提でこの事業は推進していきたいと考えているところです。

**○8番（楮山四夫君）** 私の集落では、昨年まで地区外からの嘱託員がおったんですが、今年から地区の方になっておりますけれども、市内には地区外からという人もいらっしゃるわけですか。

**○まちづくり防災課長（久木野親志君）** 今年度居住地でない自治公民館を担当している行政嘱託員ですが、この方は2名いらっしゃいます。

ただし、この2名の方も担当自治公民館と同じ地区に居住の方であります。そういうことで、極力私たちのほうも同じその担当自治公民館に住んでいなくても、極力この地区に居住の方、より地域になじむといいますか、そういう形で任命しているところあります。

**○8番（楮山四夫君）** そのことは、集落は違うけれども、地区内のまちづくり協議会の中での人だということですか。はい、わかりました。

私どもは今まで私のところはさっき申し上げたとおり、地区外から来ていらっしゃる、その方がよく動いてくださったのは確かなんですが、集落のほうから顔見知りの方、あるいは親近感のある、そういう方を嘱託員にさせていただきたいという希望があるんですよ。そういうことで、今後、地区内からということであれば私はそれでいいと思いますけれども、この嘱託員制度が今、ようやく定着化しておったと私は思っただけに、なぜ今さらという気がしてならないものですから、このことについて質問しているわけなんです。

以前、嘱託員制度が始まる時に私も集落の自治公民館長をしておりました。そのこと等から、そのときは非常に税金を中心とした、ある面では税務署のほうや税務課の徴収担当のようなことまでしてお

ったことで、今言えば個人情報どころじゃなかったなというような感じがするんですけども、そういうふうなことで、集落内もどうしても完納せないかんがなというふうな、そういう集落内の向こう三軒両隣といいますか、非常に家庭的な中での集落の運営がなされておったんですよ。そういうことでだんだんだんだんそれが薄れていっているというような気がして、この嘱託員制度になってから特にそのような感じがしているものですから、これを何とか今までみたいな内容の嘱託員、あるいはまちづくり協議会の中でもこちら辺を検討いただきたいという気持ちから申し上げたところです。

次に移ります。

まちづくり協議会の状況についてなんですけど、まちづくり協議会が市内全域に誕生をしたわけなんですけれども、運営状況はどうなのか、あるいはうまくいっているところなんかも紹介しながら、課題を出していただきたいという意味から御質問させていただきます。

**○市長（田畑誠一君）** まちづくり協議会の活動状況についてでありますけれども、それぞれの地区の特性に応じたまちづくりを住民の皆様方がみずから考えて、企画され、実行されておりますが、もちろん一様ではないようです。

進捗状況で申し上げますと、16地区のうち、地区の課題や将来像を実現するための地区まちづくり計画を策定して提出をされた協議会は11地区あります。計画書を提出された地区では、計画に基づく事業について地区で優先順位をつけていただき、ソフト事業やハード事業を行っていただいております。未提出の地区につきましては、地区役員の方々を中心に地区担当職員が活動を支援しながらアンケートの実施や計画の原案の協議など計画策定に向けて活動が行われている状況であります。

**○8番（楮山四夫君）** 私は計画書が立って全部の16地区協議会が発足したというふうに思っておったものですから、このことを申し上げたところですが、まだ5地区については改善計画書というのは出てきていないわけですか。

あちこちの特徴のあるまちづくりがなされていく

だろうと思いますし、このことについてはいいことだなど私も思いますが、先日、日置市に行ったら、道路の拡張に対する改良に伴う拡張を協議会のほうから地権者に相談に来たということ伺いました。私は多分、市のほうから市道の拡張、あるいは相談には来るものだろうと思っておっただけに、東市来の日置市の市道改良について、まちづくりの役員の方が来られて、こうして御理解いただきたいというようなことがあったということ伺いながら、なるほどと。ああ、やっぱりそういう形に今後なっていくのかなということでその話を伺っている中で、「そんな簡単なことじゃないよ。おまえも協力せんこて」という雰囲気の話が進められているのを聞いて、やっぱりこういうことがまちづくりのよさかなと思えたので、ぜひそういうようなまちづくりができればと思うところです。

その中で、さっき、ハード面、ソフト面ということでの市長のほうから御答弁をいただきましたが、ハード面あるいはソフト面の中で、このことについてはぜひとも各地区にも紹介して進めていったらいいんじゃないかなという何か特徴的なものがあると思えばお聞かせいただきたいと思います。

**○まちづくり防災課長（久木野親志君）** 具体的なソフト事業、ハード事業という件ですが、今年等に関して申しますと、ソフト事業につきましては、現在9地区で事業費が約234万円かかっておりますが、代表的なものとしたしまして、地区でいろいろな行事をするときのワイヤレスアンテナ、いろいろな行事で使いますね、あのワイヤレスアンテナを購入したり、放送施設、それからまちづくり協議会独自のテント、それからいろいろな行事に使うゼッケン、また各いろいろな地区内で行う行事に使うのぼり等、イベント用といいますか、そういうのぼりを整備されております。

また、ハード面につきましては先ほど議員からありましたように、ハード事業は1割負担ですが、これは2地区今年度は取り組んでいただいておりますが、事業費が約293万円です。代表的なものとしたしましては、先ほど言われましたように生活道路の維持・補修や地域の防災倉庫の整備を今年度なされる

というのが主なものであります。

今後ともこのような補助事業を活用して地域の活性化につなげていただけたらなというふうに考えているところであります。

**○8番（楢山四夫君）** 課題というところではどうですか。私はこの課題についても伺うということで申し上げましたけれども、どうですかね。

**○まちづくり防災課長（久木野親志君）** 先ほどの事業計画をつくるのが11地区がありまして、5地区はこれからということで今、ほとんど計画の作成に向けていらっしゃいますが、その中でいろいろな事業をする中で、その地区のいろいろな実情がございますので、例えばいろいろな事業をしたいけれども、絶対数が足りないといえますか、行事をするにしても人手が足りないよとか、そういうこともお聞きしますし、また、このハード事業だけを見ると、なかなか計画はするけれども実際実行の段階で具体的にどうしようかという、その辺がうまくこう、計画はつくったけれどもそこにまだうまく結びつけていないといえますか、そういうところもあるのかなというふうに感じてはいるところであります。

**○8番（楢山四夫君）** まちづくり協議会の発足まではいろいろ市の職員の担当に基づいて大分支援をしていただいたと思っておりますけれども、発足してからの市職員の支援というのはいかがですか。

**○市長（田畑誠一君）** 地区担当職員は、大きくはまちづくり協議会の、今、申されました設立支援から地区まちづくり計画の策定支援、各事業実施への助言や支援、地区の問題解決のための指導、助言、情報提供などのために任命をしております。現在進めている共生・協働のまちづくりでは、地区の課題解決や将来像の実現のため、住民みずからが考えて決めて実行できる組織として、まちづくり協議会が16地区全てに設立をされたところであります。

今後ともこの大きな目的に向けて、地区担当職員や担当課で助言や支援などを適切に行いながら、まちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

**○8番（楢山四夫君）** ぜひ市の職員も一緒になって地域の行事に参加していただき、今後とも同じよ

うな形でまちづくり協議会のほうへの支援をいただきたいと希望を申し上げておきます。

では、次に移ります。

自治公民館の加入の促進をやっておりますけれども、現況はどうでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 自治公民館の加入促進につきましては、自治公民館、市まち連の皆さん、市が連携しながら進めております。具体的には2月から3月に加入状況を調査して、その結果に基づいて、6月から7月に加入のお願い文書を市まち連会長、市長の連名で出しております。また、今年度は去る11月27日に東京都立川市において1,600世帯で100%の加入を誇る大山自治会の佐藤会長に御講演をいただき、本市の自治公民館長や役員さん方約150名に聴講していただいたところであります。

なお、本市の自治公民館加入率は、昨年度89.02%でしたが、わずかですけれど、おかげさまで1.34ポイント上昇して、加入率90.36%と今現在なっているところであります。今後とも自治公民館一生懸命なさっておいでですので、市まち連と連携しながらさらに加入促進に取り組んでまいりたいと考えております。

**○8番（楢山四夫君）** 今現在、加入率が90%ということでございますが、最低のところは現在何%なんですか。

**○まちづくり防災課長（久木野親志君）** 今年度5月末現在の資料でございますけれども、一番加入率の低いところは69.1%であります。もちろん高いところは100%でございますが、69.1%でございます。

**○8番（楢山四夫君）** 100%にぜひ近づけてもらいたいなと思いますけれども、今現在、一番低いところで69.1%というところは、どこら辺に問題点があると把握されていらっしゃいますか。

**○まちづくり防災課長（久木野親志君）** 具体的に名前を言うのがいいのかどうか知りませんが、中央地区、町の中にやっぱりそういうところがあるようでございます。町の中心部のほうですね。こちらの集落は、いろいろ昔のいきさつがございまして、住民同士がちょっとこううまく、感情のもつれというところもおかしいんですけども、過去にいろいろなやり

とりの中でそういうことがあって、みんながみんな同じ歩調に合っていないと言いますか、そういう状況があるように感じております。

**○8番（楢山四夫君）** 具体的には加入促進をどんな形で進めていらっしゃるんですか。

**○まちづくり防災課長（久木野親志君）** 先ほど市長が答弁いたしましたけれども、重複するところがございますけれども、本市においては転出転居等がありましたら、まず市民課の窓口でこういうチラシを配付しながら、これは自治公民館への加入の御案内ということで、自治公民館はこういうことをやっていますよという、こういうチラシですね。裏面には「一緒に住みよい地域をつくりましょう」というこういうパンフレットと一緒に加入申込書、それからその集落の自治公民館長さんのお名前と連絡先を一緒に添えて、ぜひ公民館に加入してくださいというのを申し添えてこういうのをしています。

その後、未加入調査というのを各自治公民館にお願いして、返ってきた名簿が出てきますので、その方に対しては、先ほど市長の答弁にありましたように、市まち連会長と市長と連名で加入のお願いという文書を各個人に、これも一緒に送付しながらやっております。自治公民館においては、その未加入の方の名簿といいますか、つくっていらっしゃいますので、それをもとにして、また戸別訪問等していただいて、ぜひ加入のお願いをしていくと。そういう形で加入促進をお願いしてるところであります。

**○8番（楢山四夫君）** 公営住宅等については今、課長のほうからございましたとおり、住宅を借りるときにそういう条件というか、そのことで加入が条件ですよというようなことがなされていると思うんですけども、それ以外の方については、やはり今までが済んだと、今さら何ごて加入せないかんというところもあるかと思っておりますけれども、この方々のごみ出しや資源ごみの集荷について問題は出ていないのかお伺いしたいと思っております。

**○生活環境課長（住廣和信君）** 未加入者の方々のごみ出しについてということですが、生活環境課におきましては、各ごみ出しのステーションにつきましては各公民館で管理しておられますので、それに

ついて出される場合は館長さん、もしくはその役員の方に連絡して出せるような形で御相談いただけませんか。中には公民館でちゃんと分別ができていれば出していいですよというところもありますし、どうしてもだめとおっしゃるところもあるようです。そういった方々につきましては、生活環境課としましては、直接環境センターのほうへ持って行ってくださいという指導をしているところです。

以上です。

**○8番（楢山四夫君）** 加入していないので、ほかの集荷所に出していたということも伺うわけなんです。あるいはまた集荷されずに残っておったというのも見受けたりするんですけれども、こちらについて、名前を今、袋には書くようになっておりますので、集荷される方がこの集落の方でないというふうに受けて受け取らなかったのか、そこら辺はどうなんですか。

**○生活環境課長（住廣和信君）** 基本的に名前の書いてあるごみについては回収はいたします。ただ、ごみの出し方が不適切、要するに可燃ごみの中に不燃ごみ入っていたり、不燃ごみの中に資源ごみがかかり入っていたりとかいうような不適切なおみにつきましては、シールを張って、そこに置いて帰ります。それについては各公民館で放送されたりして回収されたりします。

そういった形で、名前を書いてあって適切な形であれば、はっきり言って収集する職員はこの方がこの公民館の方かというのは把握はしておりませんので、そこまでは、名前を見て置いて帰るというようなことはないというふうに思っております。

以上です。

**○8番（楢山四夫君）** 私がなぜこのごみのことを言ったかと申し上げますと、やっぱり生活する以上はごみは出るわけですので、そこら辺はやっぱり取って、ごみ出しや資源ごみについてもこうしてこうですよと、集落に加入しておかんと、さっきあったように個人で持って行かなければならないんだよとそこらをよく丁寧に説明していけば、私は加入率の六十何パーセントのところなんか大分上がってくるんじゃないかなという気がするんですけれども、ど

うですかね。

**○まちづくり防災課長（久木野親志君）** 公民館加入につきましてはいろいろな要素があると思いますけれども、いずれにせよ、自治公民館の必要性といいますか、いろいろなごみステーションの管理、で、防犯灯を設置しています。これもみんなが恩恵を受けるんですよと、そういう意味も、また、隣近所の助け合いも公民館でやるんです、そういう意味の公民館のPRといいますか、必要性、そういうところを前面に出しながら、日々接触を図りながら、積み重ねていくことが自治公民館加入につながるのかなと思いますが、地道な努力でありますけれども、それを繰り返しながら理解を求めていく、こういうことを続けていくことが大切かなというふうには考えているところです。

**○8番（楢山四夫君）** 私は野元の例をお伺いいたしました。非常にいいなと思ったのが、集落の会費は仮に500円なら500円だとしても、加入していない方については、ごみの集荷、あるいは資源ごみ等も一緒に出していただくということになると、半額でいいから集落に加入してもらおうというような、そういうことで集落に加入していただいたということをお伺ったんですが、そこは現在もそんなところがあるんですか。

**○まちづくり防災課長（久木野親志君）** ただいま議員が言われましたように、自治公民館加入の一つの、会員の負担軽減というものあるんでしょうけれども、より加入しやすいという意味で、会費というのが一つのネックではないんですが、そういうことを少しでもクリアするために、例えば借家は通常の半分、500円でいいですよ、貸家は50といいますが、そういう形でいいですよというところもあります。こういう事例は、さっきの自治公民会長の講演会の冒頭のほうでまちづくり防災課のほうからこういう取り組みをして加入促進につなげたところもありますという事例として申し上げたところでありますので、各集落いろいろな実情がございますけれども、そういうのを一つの参考にさせていただきたいということは申し上げたところであります。

**○8番（楢山四夫君）** 何とか工夫すれば、私はこ

の加入率というのは上がってくると思いますので、ぜひそこら辺を、先例等を言いながら進めてもらいたいと思います。

もう一つ、最後ですが、小集落で小さな集落は運営維持ができないと。何とか集落の統合を進めてもらいたいという声もあるんですけども、ここについてはいかがですか。

**○市長（田畑誠一君）** 集落の戸数が少なくなって、おっしゃるとおり運営自体が難しいというところが散見されるようであります。しかし、それぞれ集落は今現在小さくなっていても、やはり独自の歴史とか伝統とか特性があります。また、お住まいの皆さん方もやはり自立性、自主性というのをお持ちであります。そういったことは尊重していかなくてはいけないと思っておりますが、それが基本でありますけれども、自治公民館活動が今、おっしゃいましたとおり難しくなってきたというところが実際あるわけですね。そういったところについては統廃合なんかも考えなきゃいかんわけですけども、あわせて近隣の自治公民館の皆さんとの地区まちづくり協議会と一緒にした話し合いというのを進めていかなくちゃいけないというふうに思っております。

その辺が基本だと思いますが、いずれにいたしましても、具体的なお話があれば、行政としてはその話し合いに加わって、一緒になってサポートや助言をして公民館活動を守っていくような形をとっていかなくちゃならないと思っております。さっき申し上げましたとおり、具体的なお話があれば一緒になって考えさせていただきたいというふうに考えております。

**○8番（楳山四夫君）** せんだって旭地区で、金山集落に幾つか統合したというような例があるので、そんなところを参考にしながらぜひ進めてもらいたいと思っておりますし、地元のということなんですけれども、例を申し上げますと、私のところの冠岳の宇都集落はもう5人がそれぞれひとり者になっていらっしゃるんですけれども、もう一人の方が御主人が入院されたというようなことで、全く一人の女性だけということで、5人がいらっしゃるわけなんです、本

当もう部落の維持ができていないというようなことで、何とか近くの集落に一つの班としてでも入らしていただければいいんじゃないかなと思うし、また通達の文書等についても、どこか集落の中心になるところにまとめて配付しておくとかというような方法もあるんじゃないかなと、そんなことも考えながら、高齢化が進んでいる中に、地元のほうからというよりも、やっぱりそんなところについては市のほうからも、これはどんなものですかということを手相の集落にも話してもらいながら進めていくという方法がいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがなものですか。

**○まちづくり防災課長（久木野親志君）** 各集落の運営につきましては、そういう高齢化と人口減ということで非常に運営に苦慮されているところも見受けられるようではありますが、いずれにいたしましても、まずはその地域の方々のお気持ち、その自主性、それを尊重するのが前提だと思いますが、そういう中であって本人たちからそういう意思表示、何とかしたい、近隣の自治公民館と何とか一緒にやりたいということがあれば、そこは当然行政も一緒に入って、地区全体、まちづくり協議会も一緒に入って、どうしたらいいのかということも当然協議していかないとはいけませんので、やはりまずはその地域の意思、自主性を尊重しながら、そういう意思表示があれば、私たちのほうも一緒になって協議、支援をしていきたいというふうに考えているところであります。

**○8番（楳山四夫君）** 集落の加入促進とあわせて、そういう小集落の方々のごことも考え合わせて、今後まちづくりのほうにもやっていただきますように御要望を申し上げ、私の質問を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** 次に、中村敏彦議員の発言を許します。

[7番中村敏彦君登壇]

**○7番（中村敏彦君）** 3件について通告をいたしております。先ほど来、市長はどうも風邪みたいで、のどを痛めておられますので、通告した内容を省略するわけにはいきませんが、簡潔にまいりたいと思います。

まず1番目に、いきいきバスタクシーの運行についてであります。

交通弱者の移動手段として合併前から串木野地域で運行された巡回バスでございましたが、合併後、いきいきバスと名称変更して市来地域まで運行することとなりました。当時、温泉センターも経由してほしいとの市民要望を担当課に伝えてそれが実現して、市来温泉センターへの利用が増えた記憶が残っております。

平成23年からこのいきいきバスに加えて、市民サービスの充実という観点から市来地域においてはいきいきタクシーの運行が開始されました。が、当時、バス運行の継続を求める声が多く聞かれておりました。

そのようなことから、昨年12月議会で同僚議員がバス運行の拡充を求める質問を行い、それに対する答弁として、当面は現行形態を継続しつつ、実態把握とさらなる利用促進に努めるとの答弁でありました。その後、1年が経過しました。この間、私自身もいろいろ利用者から意見を、要望を聞いてきました。そういう意味で、ちょうど1年前答弁された実態把握がどのようになっているのか、利用が増えているのか増えていないのか、そこから浮かんできた課題について伺い、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** 中村敏彦議員の御質問にお答えいたします。

いきいきバスの今年4月から10月までの利用者は、昨年5,750人でした。対しまして、わずか1人なんですけど、5,749人、横ばいの状況であります。

いきいきタクシーのほうにつきましては、今年4月から10月までの利用者は、昨年609人に対して539人となっております、これは70人の減となっております。

いきいきタクシーにつきましては、平成25年度から予約時間の緩和を図り、広報紙等で周知を行ってまいりましたが、横ばいから減少傾向にありますので、今後さらなる周知に努め、利用拡大を図ってきたいと考えております。

**○7番（中村敏彦君）** 10月までの利用者がバスで横ばい、タクシーが約70名の減ということなんですけど、

決算資料でちょっと調べましたら、タクシーが導入された平成23年は年間2万人を超えておりました。それが翌年、平成24年度から激減して、約半分の1万人とちょっとだったと思うんですが、に減っております。平成24年が1万586名、25年が1万631人ですね。23年は正確に言うと2万1,648人。この半分も減るといのはやっぱりどこかに問題があると思いますので、その原因分析はなされているのかどうかを伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 今、言われましたとおり、市来地域でこのタクシーを導入する前は、市来地域でのバス巡回、いきいきバスの利用者が平成22年度ですけど、1万2,962人でした。その後、移動時間の短縮や道路の幅員が狭くてバスが通らない地域、いわゆる交通空白地域の解消など、利便性を高めたいという思いでいきいきタクシーを導入したんです。これが本来の大きな一番の目的だと思うんですけど、入れないところに入っていくという。導入しましたところ、平成24年度は今度はその利用者が1,054人ということで、1万2,000人の差が出ているわけですね、今、言われましたとおり。

導入後に実施したいいきいきタクシーを利用されない方へのアンケート調査をしました。その利用しない理由として自分で運転できる、家族が送迎してくれるという回答が全体の87.3%を占めておりました。また、御承知のように、病院とか施設のほうでも住民の皆さんの利便性の向上のためいろいろ努力をしておられますので、病院などで今、申し上げたとおり、独自の送迎も含めた手段をお持ちの方がいらっしゃるといことで、今述べたような理由も利用者の減少につながっているのかな、原因かなというふうに捉えているところであります。

**○7番（中村敏彦君）** 市長が答弁された病院等の送迎による減少もある意味認めます。しかし、先ほどの答弁でもありましたように、7カ月で70人ということは、年間としたら恐らく今年も120人ぐらい減るんだろうと思うんですけど、月10人ぐらい、タクシー利用は。そういう意味では、利用者が選択して利用できる、いわゆる市民サービスを向上させるために入れたデマンド方式のタクシーが、残念ながら

ら市民のニーズとマッチングしてなかったんじゃないかなと僕は思っているんですね。そこら辺についてはどのような見解でしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 市民の皆さんの利便性を図るためにいきいきバスを運行させてもらっているんですけど、一番はやっぱり幅員が狭くてバスはもう通らない、そういった地域のいわゆる交通空白地帯の解消というのが一番大事なことじゃないのかなという思いで、自宅までの送迎ができるタクシーを導入したんですね。そういう思いでしたわけです。

したがって、いわゆる交通空白地域であった市来地区の久福とか、舟川地区、それから池ノ原地区の皆さんなどについては運行区域が広がったので、必要とされている方への交通サービスの確保が図られているんじゃないかなと考えております。

一方で、運行に対しては種々御意見もございます。改善ができる部分については今後も検討していかねばというふうに思っております。

**○7番（中村敏彦君）** 確かに久福等、バスが通らない幅員の狭いところまで入っていきけるという、いいところは出てきていると思うんですけど、ただ2万人いた利用者が半減したというのは、市長が答弁されてる理由の解析にはちょっと不十分じゃないかなと思うんですね。

あわせて、ついでに加えて言いますけど、この間私自身が聞いた内容で、先ほどちょっと検討も言われましたので。昨年の同僚議員の質問でも触れられました戸崎・崎野地区への運行が一応タクシーに変わりました。そのことで私が聞いた話ですけど、例えば、もちろん戸崎・崎野地区の人たちも困っていらっしゃるという話は昨年の同僚議員も言われました。あわせて神村学園の子供たちが市来地域の南側の介護施設、特老施設で年2回ぐらい1週間単位の看護実習もされていたみたいで、その子供たちもいきいきバスを利用して、そういう場合、通学をされていたみたいで。そういう話を聞きました。で、それからもう一つは、市来地域から、昨年同僚議員が触れられましたけど、市来地域から串木野地域の病院に通院する手だてが考慮されていないということです。

私も市来から木原墓地線がこっちのほうに入りますけど、乗るつもりで行って、ちょっと曜日が合わずに乗れなかったのでコースを走ってみましたけど、そのコースだけが、ほかの冠岳コース、羽島コース、芹ヶ野コースが三つとも全部照島地区にある病院群を全て回るんですけど、その市来から木原墓地線で来る路線だけが病院を通らないという。これはやっぱり不公平だなと思ったところです。

それともう一つは、冠岳、宇都から串木野駅までの路線、全長2時間近くかかりました。これ、乗りました。乗ってみました。実際利用されている人もいろいろ意見を聞きましたけど、この路線での改善要望などは行政側に届いてないのかなと率直に思っております。

そのことについて伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 交通弱者の皆さんに対する利便性の向上、もちろん福祉の増進を図るために、これは御案内のとおり、JR、タクシー、路線バスなど公共交通機関が運行しております。市としましては、これらを補うために市来地域についてはいきいきタクシーを運行させておるわけでありましたが、もちろん今後も利用促進に努めてまいりたいと思っております。

市民の皆様からの声をお聞きしている部分もございます。いきいきタクシーといきいきバスの接続、それから利用の改善については可能な部分がないのか、これは検討してまいりたいと思います。また、冠岳から串木野駅までのいきいきバスについては、現在の路線の導入により所要時間を短縮しました。それでもなかなか希望する時間帯やら合わないところが多々あるわけですけど、そういった面では、この区間につきましては民間の路線バスが冠岳・野下線を1日8往復しています。冠岳・野下線ですね。こういう状況もございますので、あわせて活用していただきたいなというふうに考えております。

**○7番（中村敏彦君）** そうですね。特に市来からの木原墓地線は改善されたほうがいいなと僕はつくづく思ったんですけど、以前利用された人たちの意見を聞いたら、個別の病院を言うのはあんまりかもしれないですけど、照島に4病院、たしか施設があ



りますけど、整形外科に通う高齢者の方がかなり多いと思うんですが、そこを通らない不便さがあるという。今の路線は、変えられてから。ドライバーさんに聞いたら、八房の養護学校入口に停留所があって、それを過ぎて「ごもんちゃん」の上で実は便宜を払っておろしてあげてるんですと言われました。それまでして努力されてるんですけど、やっぱりほかの路線は南洲病院のバス停がありながら、そしてそこでとまっていながら、その路線だけはないというのちょっと問題なので、ぜひ検討していただきたいと思います。

あわせてちょっと補足ですけど、せっかく留学生記念館ができて、この前の全員協議会では市長の話で3万4,000人を超えそうだと。11月末現在です。非常にいい傾向だと思うんですが、串木野駅まで電車で来られて、バスで移動して見学された方からの声ですが、帰り便がないというか、羽島のコミュニティのあそこを路線バスが通りますけど、停留所がありますけど、例えば1時間半ぐらい見学してすぐ帰ろうと思ってもなかなかバスがないというか、そういう意見を聞きました。

具体的にも僕もこれを合わせてシミュレーションしたわけではないのでちょっと言いにくいんですが、そういう苦情を耳にしましたので、そこら辺の検討課題にはならないか、市長が検討されれば答弁をお願いしたいと思います。

**○市長（田畑誠一君）** 串木野駅から記念館へのバスの運行についてですけれども、既設の羽島・土川線の増便について検討はしてみたんです。ところが、毎日運行をした場合、530万円ですね。それから土曜日曜日だけでも390万円の補助金の増額が必要だというふうに試算をされたところ。したがって、実施には至っておりません。

今現在、記念館の利用者については、5人以上の団体客の御予約をいただいたら記念館のバスで、寄贈いただいたあのバスで送迎をしているところです。今後、利用者も多いようですから、どのような方法があるのか、さらに検討してまいりたいというふうに思っております。

この間、私も駅のほうにも行きました。駅員さん

ともお話をして、この通路のところに写真を張らせてくれませんかとか、それから、数は少ないけど定期バスといきいきバスの便などはこういうのがありますとか、こういったのを書いて持ってまいりますので案内してくれませんか、渡してくれませんかというお願いやらして、非常に心よく、お客さんが増えてきていいことだということで、駅の方も対応してくださるというお話でした。努力をしてまいりたいと思います。

**○7番（中村敏彦君）** かなり費用がかかるんですね。これはまた最後のほうにちょっと触れたいと思うんですが。

今までコースのことについて言いましたけど、運行時間にも検討の余地があるんじゃないかと思っております。例えば、串木野駅からの市内コースに、以前は、この改定版26年4月以前の、通常七、八名、雨の日は十数名の串木野高校生がたしか利用されていたという話をお聞きしました。今はその時間帯がないということで、今、市長が串木野高校への入学増を目指して取り組んでおられますが、電車通学している高校生の通学上の安全確保の面からも、ここら辺の検討もされたらいいんじゃないかなと思っております。

**○市長（田畑誠一君）** 串木野駅と串木野高校を結ぶいきいきバスの運行時間は、現在のところ限られている状況であります。ただ、そういった中で、民間の路線バス、上川内・鹿児島線の利用も可能ではないかと考えておりますので、この辺も活用していただきたいというふうに考えております。

**○7番（中村敏彦君）** これを申し上げたのは、実は川内高校の要請で、市来中から川内高校までの路線バスが増便されて、川内高校の保護者の人からすごく喜ばれているというか、途中で回り道をしない子供たちが、バスで行ったり来たりすることができるということで、そういうのを聞きましたのでこれを取り上げました。そういう意味でちょっと、後もありますので、検討願いたいと思います。

それからもう一つは、運行時間もそうですけど、木原墓地線で運行時間の工夫も必要ですが、利用者が減ったと聞いたんですが、担当課に聞いたらそう

でもなさそうですけど、利用料金が当初の2倍の、今、200円になっているということも大きな原因じゃないかなと思っただけで、質問でしたけど、料金の2段階区分ができないか検討を求めたいと思って、質問しようと思って担当課に聞いたら、利用者はあんまり減っていないということでしたけど、一応答弁があればお願いします。

**○市長（田畑誠一君）** 木原墓地線につきましては、平成18年から市来地域運行路線として組み込まれていたものを単独の路線として、平成23年12月から運行しております。また、運行時間の見直しもなされていると考えております。

利用者数につきましては、昨年同時期と比較をしますと、微減ですので大きく減少してはいない状況です。

利用料金についても、導入前のアンケートでコミュニティバスの適正料金を問うたところ、平均で170円という結果が出ております。御指摘の路線バスは国道を直線で結ぶ区間であれば最低140円の設定となっておりますが、いきいきバスについては、串木野市街地を回り木原墓地経由で市来駅まで所要時間37分で行けることから、現時点で2段階区分は考えていないところであります。

**○7番（中村敏彦君）** ここはわかりました。

いろいろコースとか運行時間について申し上げましたけど、やっぱり年間1,000万円前後の財政投資をしているわけで、利用者を増やさないと、責任もあると思うんですね。だから、そういう意味では先ほどちょっと、乗って自分も確かめてみたんですが、バス、タクシー事業者の運行担当者や、あるいは自治公民館の担当者やら、いわゆる関係団体の意見を聞く場として公共交通会議があると思うんですけど、川内やら日置は結構頻繁に開かれているとお聞きしたんですが、これは定期的にかけて、どうも利用者が減ったと、何か考えないかなんせんとかいという、そういう適宜な公共交通会議を開催すべきではないかなと思うんですが、その点について市長がもし考えがあれば答弁願います。

**○市長（田畑誠一君）** いきいきバス、いきいきタクシーですね、要するに、市民の皆さんの交通弱者

の皆さんを救済する思いで、少しでも役に立てばということで運行しているわけでありまして、おっしゃいましたとおり、1,000万円から予算も要ります。ですから、言われますとおり、せっかくだからできるだけ多くの方に利用していただきたいと思っております。

そこで、その対策ですけれども、地域の公共交通会議ですが、通行形態や運賃、路線等を関係者で協議、合意形成を図る会議であります。状況に応じて開催について考えていきたい、努力をしていきたいというふうに思っております。

**○7番（中村敏彦君）** これを申し上げたのは、実際自分が乗ってみて、ここ2年ぐらい全く乗らないコースもあったりという話を聞きました。ただ、国土交通省の認可制度なので、当然、今いないからバス停を撤去したら、次また申請せないかんで、とりあえずは置いておかないかんでしょうけど、そういうこともあって、随時開いて考えるべきじゃないかなという思いで聞きました。

そのもう一つの根拠は、今、国交省が昨年11月28日にこういう地方交通に関する基本的な考え方を出して、そして、今年の通常国会で地域公共交通活性化再生法を改正しました。これが11月20日に施行されております。

記事が1月28日付の新聞に載っていましたが、これによると、国もやっぱり交通弱者は何としても地域で支えないかんという立場に立って、「地方バス維持へ新支援」ということで1月28日付の新聞に載っていましたが、これを見ると、例えばいきいきバスとかタクシーのすみ分け、路線運行時間、利用料金など総合的な検討を求めているようです。

そして、さらには活性化再生法には観光振興策もうたっております。例えば先ほど言った留学生記念館を意識した羽島発着の空港バスの検討も、これによれば可能ではないかなと思っただけです。そうすることによってバスへの記念館のラッピングを設置したり、そういうことも可能ではないかなという思いでありますので、この地域公共交通活性化再生法に基づく検討を今して、来年度からこの予算がつきそうなので、ちゃんと調べられた上で、さっき言った公共交通会議を開いて、ここの方策をすべきで

はないかという議論をされたらどうかと、すべきじゃないかなという思いでの質問です。最後のこの質問で、この件についての質問を終わります。

**○市長（田畑誠一君）** 11月20日に施行された国交省において地域公共交通活性化再生法、これを活かすべきだという御提言をいただきました。これは本当に何らかの形で使える分があったら、御提言ありましたように活かすべきだと思っております。英国記念館と該当すればよろしいですけれども、英国記念館発着の空港バスについては、空港バスを廃止した経緯等もありますから難しい面があるんじゃないかなというふうに考えております。

本市のコミュニティ交通システムについては、当面は現在の姿で理解をいただきたいと思えます。しかし、先ほど御提言がありましたとおり、地域公共交通活性化法を含めてよりよいコミュニティ交通になるように、活用できる場所があったら活用してまいりたい、検討してまいりたいというふうに考えております。

**○7番（中村敏彦君）** ぜひそのようにしていただきたいと思えます。

次の通告の2点目に行きます。

臨時職員の待遇改善についてであります。これも7月4日付で総務省が地方自治体における臨時非常勤職員の任用に関する通知を出しております。

内容は、公務員職場における臨時非常勤職員が増え続けている、例えば平成20年で50万人が平成24年で60万人と10万人増えているという中で、実は平成21年に1回通知をされているようです。その通知が不徹底であるということと、その後の非正規労働者をめぐる制度改正、経済の好循環の実現などの観点から、制度趣旨を踏まえた適切な任用、職務の内容、責任に応じた報酬等の水準の決定、任期や勤務条件の明示と労働関係法令の適切な運用などを指導するものであるようです。総務省通達はですね。

以上のような経過に鑑み、本市における臨時非常勤職員の雇用形態と人数について行革推進報告書をいただいております。資料によると、嘱託職員88名、臨時職員20名となっているけど、こんな数ではないと思っただけの質問ですが、いわゆる非正規職員全体を、

例えば社会保険適用職員、雇用保険のみ適用職員、あくまで短期的な事務補助を目的とした職員等の分類にした場合、その実態はどのようになっているか伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 本市の臨時職員等につきましては、今年4月1日現在で、社会保険適用職員が74名、雇用保険のみの適用職員が26名、短時間の事務補助18名、合計118名であります。そのほかに、健診時に日々雇用される看護師や歯科衛生士などを雇用しております。

雇用の形態については、地方公務員法第3条に基づく特別職非常勤公務員が27名、民法上の雇用計画に基づく者が91名であります。

**○7番（中村敏彦君）** 非正規職員118名とのことですが、この数字は全職員に占める割合と、ほかの市に比べて多いのか少ないのかちょっとわからないので、そこら辺についてお聞きします。例えば日置市は450名と、かなりたくさん的人数がカウントされていますけど、そこら辺がわかればお願いします。

**○市長（田畑誠一君）** 臨時非常勤職員の全職員に占める割合は他市と比較してどうかというお尋ねであります。

本市の臨時非常勤職員の全職員に占める割合は、今年4月1日現在で25.2%となっています。これは、県内19市の平均は36.8%であります。比較しますと少ない状況にあります。職員に対してですね。

**○7番（中村敏彦君）** その分、職員の人たちもきつかなと思います。今日はその課題じゃありませんので、次に行きます。

非正規職員全体118名の中で、例えばこの総務省通達で問題になっております有給休暇の付与対象の要件と対象者数は何人になってますか。

**○市長（田畑誠一君）** 有給休暇の付与につきましては、労働基準法の規定第39条により、6カ月以上継続勤務する職員に付与することとなっております。今年4月1日現在、臨時職員等118名のうち社会保険適用74名と雇用保険のみ適用職員26名の計100名に対し、勤務日数に応じて付与をしております。

**○7番（中村敏彦君）** わかりました。

次に、これも通達で最も今問題になっている、ほ

かの市でも9月議会あたりで取り上げられている、通勤手当の支給対象者はどのようになっているのでしょうか、この中で。

**○市長（田畑誠一君）** 現在、臨時職員等に対して通勤手当は支給しておりません。今後、国や他市の状況等も踏まえながら検討していきたいと考えております。

**○7番（中村敏彦君）** 特に通勤手当は、民間の場合ほとんど、パートさんでも支給されているところが、少人数のところは別として、かなりありますし、私の近所でも川内の介護施設に通勤されている人もきちっと、ここ2カ月ぐらいしかたっていない人なんですけど支給されているみたいです。そのような意味で、多分、この総務省の通達はいろんな法令を挙げて、判例を挙げて、たしか指導されているようですので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

全体として総務省通知では、安易な雇いどめや職員と同じような仕事をしていながら非常勤職員としていることを戒めております。あるいは時間外労働や通勤費用の費用弁償の適切な運用などをめぐる高裁、最高裁の判例を例示して処遇改善を求めています。

市長の見解を伺って終わりますが、この7月の通達は、特に安倍内閣が経済の好循環の実現という大きな目的で恐らくまた新たに出された通達だと思いますので、その辺も含めて答弁願いたいと思います。

**○市長（田畑誠一君）** 多様化、高度化する行政ニーズに効果的に効率的に対応するため、臨時的任用を含めた職員配置を行っているところであります。また、市民に対していろんなコスト面での考慮とか考えながら、全体的に取り組んでおります。しかしながら、地方公務員の制度の趣旨に適合しているとは言いがたい部分や法的位置づけが不明確な点などもありますので、今後業務のあり方を含めて臨時職員等の配置や処遇について見直しを検討していきたいと考えております。

**○7番（中村敏彦君）** 特に課題になっておる通勤手当が通達でも問題になっているようですので、ぜひ善処していただきたいと思います。

次に、通告の3件目の質問をいたします。

教育行政と土曜授業について通告しております。

本年5月、教育委員会の制度を改革する法案が成立しました。この法案は大津市のいじめ自殺事件をめぐる教育委員会の対応に端を発したものでありましたが、いじめや体罰事件などへの迅速な行政の対応は当然のこととして実施していかなくてはなりません。しかし一方で、教育に対する首長の政治的介入を危惧する識者の意見も報道されてきましたが、経過と内容についての市長の認識を伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 教育委員会制度の改革に関する経過等についてであります。

教育委員会制度改革は、さまざまな教育改革が行われている中で、2011年10月に滋賀県大津市で起こったいじめによる中学生自殺問題をめぐる教育委員会の対応のまずさなどがきっかけとなって議論が活発化し、国会で地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が審議され、平成26年6月13日に可決成立いたしました。学校などの教育機関をチェック、指導する立場の教育委員会が機能せず、形骸化しているのではないかとといった数々の問題点が浮上したことが大きな要因とも言われています。

また、本来学校を指導、監督すべき教育委員会が児童生徒や保護者、地域住民、学校関係者等の意向、希望、悩みなどを的確に把握し、迅速に対応する動きが怠慢であったことや教育行政全般の責任の所在の明確化という点なども含め、制度を見直すことが必要として法改正されたものと認識しております。

**○7番（中村敏彦君）** 5月21日付の全国紙の社説で、この法律の前段で、一時的な教育行政の決定権を首長に移す案が有力であったようです。この社説によりますと、最終的には教員に権限が残されたという趣旨を述べておりますが、市長も今の答弁でいきますと、教育委員会と市長の教育に関する権限は今までと変わらないという認識であると理解しているのでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 教育の政治的な中立や教育の継続性、安定性の確保については、法改正の議論の中でも指摘がされたと聞いております。教育長の

任命や教育委員の選任においては議会の同意が必要であり、総合教育会議も教育委員等を入れた中での協議、調整を行うものであり、教職員人事、教科書採択などについては協議案件外となっておりますことから、教育の政治的中立性等については、これまで同様確保できるものと考えております。

**○7番（中村敏彦君）** 多分、この教育委員会制度のほか、この法律で総合教育会議を設置するようになっていますが、そのことかなと思って、今、聞いておりましたが、次の質問で、総合教育会議、これは市長の所管で会議を召集するようになってますが、この総合教育会議の中での市長と教育委員会の関係についてちょっと伺います。今、答弁されたとおりですか。ちょっと待ってください。

今、多分そのことを答弁されたのかなと思ったので、次に移ります。

**○議長（下迫田良信君）** 中村議員、質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩をいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時10分

**○議長（下迫田良信君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○7番（中村敏彦君）** 先ほど市長の答弁がありました。

教育委員会と市長の教育に関する権限は今までと変わらないという市長の認識だと理解して、次の質問に移りますが、そこで、先ほどちょっと休憩に入る前に聞きました総合教育会議という組織というか、市長の所管で設置されるようになりますけど、市長と教育委員会の関係をもう一度。総合教育会議と教育委員会、二つありますけど、の関係はどのようになっていくのか伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 教育委員会と市長との関係についてお尋ねであります。

首長が教育行政の執行機関である教育委員会の責任者として教育長を直接任命することから任命責任が生じてまいります。したがって、教育行政に連帯して責任を負うという関係になると理解しております。

教育行政の進め方という点においては、教育長が教育委員会を代表するとともに、事務局の総括者として教育行政の推進に当たっていくという形になります。そういう関係になると思っています。

**○7番（中村敏彦君）** それでもちょっとわかりにくいところがあるんですけど、先ほどの5月21日付の全国紙の社説の後段でこういうことが書いてありました。新たに設置される総合教育会議について、会議と教育委員会の役割は線引きを明確にすべき。予算にかかわることは首長の仕事であるが、教育の中身、特に教科書採択や教員処分は教員に任せるべきと論じております。

つまり、予算そのものはもちろん市長の権限ですけれども、教育の中身そのものは教育委員会の責任だという内容だと思うんですが、いわゆる政治が教育の内容に介入すべきではないとのことだと理解していますが、市長の認識もこのような受けとめでよいかどうか伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 総合教育会議では教育大綱を策定するほか、学校統廃合など予算が絡む教育条件整備やいじめ、自殺など緊急時の対応などを協議、調整することとなります。

それから、教育の政治的中立性ということに関しましては、教育の政治的中立性や教育の継続性・安定性の確保については、この法を制定する過程においての議論の中で指摘がなされたと聞いております。教育長の任命や教育委員の選任においては議会の同意が必要であり、総合教育会議でも教育委員等を入れた中での協議、調整を行うものであり、教職員人事、教科書採択などについては協議案件外となっておりますから、教育の政治的中立性は、これまで同様確保されるものと考えています。

**○7番（中村敏彦君）** わかりました。今までと変わらない教育委員会の権限が残されているという理解をいたしました。

次に移りますが、現在の有村教育長の任期が平成29年11月までであります。ただ、この法律が4月1日から施行されることとなりますので、現有村教育長の処遇と伺いますか、気になります。来年4月以降の教育長、教育委員長の職はどうなるのか伺い

ます。変わらないかどうか。

**○教委総務課長（臼井喜宣君）** 現在の教育長の任期満了に伴って、新教育長という形になってまいります。したがって、現在の有村教育長は任期が平成29年11月25日までとなっております。その時点で新たに新教育長を、市長が先ほどする説明がございましたように、任命をしていくという格好になります。したがって、本市におきましては、現在、富永教育委員長がおられるわけですが、富永教育委員長も平成29年11月25日までは教育委員長として務められるという格好になってまいります。終わります。

**○7番（中村敏彦君）** 当然、議会の承認等もありますので、この件について終わります。

次に、去る10月9日の地元紙が土曜授業について報じました。土曜授業、全小中学校導入へ全国初、来年度からという見出しで地元紙が報じましたが、学校関係者はもとより保護者の多くもびっくりされたようでありました。来年度の4月から土曜授業、今のところ月1回3時間ということですが、残り4カ月しかありません。どのような方向性が検討されているか、教育長に伺います。

**○教育長（有村 孝君）** 土曜授業の本市の方向性についてでございます。

文部科学省は平成25年11月29日に学校教育法施行規則の一部改正を施行いたしました。公立学校で、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は土曜授業の実施が可能であることが明確化されております。

それを受けまして、県教育委員会では平成26年3月24日に鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部を改正し、土曜授業が実施できる環境を整えました。また、県教育委員会は平成26年12月3日付で土曜授業の実施に係る留意事項と通知文を県内各市町村教育長宛てに出したところでございます。

本市では、学校の教育課題に対応し、より豊かな教育環境を提供して、児童生徒の生きる力を育てる上で土曜授業は必要であると考え、条件整備を進めているところでございます。

**○7番（中村敏彦君）** 教育長が今、答弁されたよ

うに、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は土曜授業ができるという、たしか法律の趣旨だと思うんですけど、先ほど教育長が答弁の中でも言われました12月4日の新聞記事によりますと、県教委が全県的に一斉に実施することを要請したという報道になっております。そういう意味では、県下一斉にやれというのは法律の趣旨に反するのではないかと。土曜授業がいいか悪いかは別ですよ、そういう意味で法律の趣旨に反するのではないかと、見解を伺います。

**○教育長（有村 孝君）** 県教育委員会の要請で全県一斉に土曜授業を実施することは法律の趣旨に反するのではないかとという御質問でございますが、学校教育法施行規則の一部改正内容のとおり、土曜授業が必要かどうかの判断は、先ほども申しましたように、市町村教育委員会が行うことございまして、県教育委員会は全県一斉に土曜授業を実施するよう要請しているものではないと認識しているところでございます。

**○7番（中村敏彦君）** 見出しでは「要請」みたいになってはいますが、まあ、県下一斉に実施せよという強い要請ではないという理解でいいですね。

そこでちょっと伺いますけど、完全週5日制、いわゆる土日休みの学校での導入が入って、今、10年になると思うんですけど、そのときのうたい文句は子供を家庭と地域に返すという、たしか、だったと思っております。そういう意味で、家庭にも地域、特にスポーツ少年団などが定着してきております。年間計画も組まれたりしているようです。もし導入するとしたら、学校現場もそうなんですけど、保護者や地域の理解を得るための手だてが必要だと思いますが、この来年4月からとなったときの4カ月間でどういうふうに計画されていくのかお伺いします。

**○教育長（有村 孝君）** 土曜授業を導入した場合、保護者や地域の理解を得るために非常に多くの手だてが必要でございますけれども、学校、家庭及び地域の三者が互いに連携しながら、役割分担しながら、社会全体で子供を育てるという基本理念は引き続き重要でございますので、土曜授業を実施する場合は、保護者あるいは地域の方々、まちづくり協議会、市

体育協会、あるいは市スポーツ少年団、あるいは子ども会と地域婦人会も含めてですけれども、さまざまな子供の健全育成に係る関係機関、団体等の方々にも趣旨等を十分周知させて、理解していただきまして、理解が得られるよう努めてまいりたいと思っておるところでございます。また、市全体に対しては、市広報紙等をはじめとして周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

**○7番（中村敏彦君）** そうですね。夏休み等の長期休みを除いて年間10回もしくは11回になると思うんですけど、その年間の回数も教育委員会の判断でできるのではないかと私は認識しているんですけど、もしそうであるとしたら、学校現場はもちろんのこと、地域や保護者などの関係団体との合意を得ながら年間の回数も含めて決めていくことが最善ではないかと思っております。このことについて教育長の見解を伺って、全ての質問を終わります。

**○教育長（有村 孝君）** 土曜授業の回数についてでございます。土曜授業の日数は設置者である市町村教育委員会が適切に判断するということになっておるわけですが、土曜授業は月1回程度、そして年間、原則として第2土曜日を想定しております。年間10回ほどになると考えております。実施に際しましては、保護者や地域の方々に御理解をいただけるように広報、啓発に努めるとともに、行事等の調整が大切でございますので、いろいろな関係団体と行事調整しながら進めてまいりたいと考えております。

**○教委総務課長（臼井喜宣君）** 先ほど私が答弁いたしましたところで若干言葉が足りない部分がありました。現在、富永教育委員長が教育委員長として職責を果たしていらっしゃるわけですが、委員長職は教育委員の互選で1年ごとに決めていくことになっております。本年度26年の11月の定例教育委員会で富永委員長が就任されましたが、1年ごとに改選ということでございますので、先ほど富永教育委員も平成29年と申しましたけれども、その時点ではかわっている可能性はあるということで御理解いただきたいと思っております。大変失礼をいたしました。

**○議長（下迫田良信君）** 次に、原口政敏議員の発

言を許します。

[15番原口政敏君登壇]

**○15番（原口政敏君）** 私は自由民主党を代表いたしまして、九州電力川内原子力発電所の再稼働につきまして市長に質問をいたします。

先般、薩摩川内市議会、薩摩川内市長並びに県議会、県知事におかれましては再稼働のゴーサインが出され、まさに再稼働は秒読み段階でございます。私はもとより原発はあるよりもないほうが良いと思っておるわけでございます。

しかしながら、我が日本のエネルギー状況を考えますと、風力、太陽光、水力、さらには火力発電があるわけでございます。火力発電は何とエネルギーの9割を消費しているわけでございます。また、日本の火力発電の燃費は1日に何と300億円という膨大な金額を消費しているわけでございます。

また、この燃料におきましても資源が限りなくあるものではございません。我が日本の火力発電所は老朽化がひどく、これを新築いたしますと膨大な金額になると言われてございます。これは受益者負担になるわけございまして、国民の負担が著しく増加するわけでございます。

さらに、地球温暖化でございますが、この火力発電が最も悪影響を及ぼしていることは国連のIPCCが訴えてございます。30年後におきましては、限度額に達するまで表明しては市長も御案内のとおりであろうかと思っております。今まさに国連のCOP20におきましては、我が日本がこの温暖化に対して責任をとりなさいということを確認に国連が訴えていることは市長も御存じでございましょうか。

私は、今申し上げましたことをるる申し上げまして、九州電力川内原子力発電所の再稼働におきましては理解をするものでございます。

先般、薩摩川内市議会におかれましては、市議会が決定をされ、その後、市長が表明されました。また、県議会におかれましても県議が表明され、県知事が賛成の表明をされたわけでございます。

しかしながら、本市は9月の総務委員会におきまして継続という結果に頼ったわけございました。

我が市長は理解を大変尊重する市長でございますので、私は賛否の判断を迷われたのではなかろうかと察知をするわけでございます。されど、議会はあくまでも参考意見であり、市長はみずからが自分の考えを正すことが市長の義務であり、私は責任であると思っております。

このことを鑑み、市長は我が市が最も薩摩川内市に隣接する町であるということをお考えになり、明確に私はこのことにつきましては表明をするべきであらうと思っているわけでございますが、いかに考えておられるのか、市長の見解を伺いまして、後は自席で質問をいたしたいと思っております。大変風邪気味で恐縮ではございますけれども、正々堂々と御意見をお聞かせいただきますことを心から要請をいたしまして、1回目の質問を終わります。御清聴誠にありがとうございました。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** 原口正敏議員の御質問にお答えをいたします。

川内原発の再稼働についてであります。

私はかねてから、本市が原発から非常に近接していることから、市民の代表である議会の御意向を踏まえて、市としての必要な意見はお伝えすると申し上げてまいりました。

こうした中、今、原口議員お述べになられましたとおり、県議会及び地元の薩摩川内市はもちろんでありますけれども、県知事において、まさに判断がなされるという状況にあったことから、賛否の判断は申し上げないものの、県知事が判断される前に本市の状況が理解されることが必要との考えから現状をお伝えをし、原子力行政に係る要望書を提出するに至ったものであります。再稼働に関しましては、県知事は総合的に判断された結果であろうと理解しております。

いずれにいたしましても、安全性の確保が大前提であることは言うまでもありません。規制委員会及び九州電力には徹底して安全性を追求し、市民の不安解消のため、理解及び信頼性の向上に尽くすべきと考えております。

**○15番（原口政敏君）** 今、市長の答弁を聞きまし

たが、さっぱり私は理解できない。市長、実は市長が県知事に会われる日だったですね、全員協議会を開いてくださいということで開かれました。あのときに市長は議会の賛否を私は聞きたかったと思うんですよ、賛否をですね。そうだったですよ。僕はそんなに感じた。しかし、あのとき出なかったですね。出ませんでした。実は市長、僕は新聞の報道が間違っただろうと思っておりますけど、臨時議会の報道が出たんですよ、新聞にですね。臨時議会があると。だから僕は安心しておったんですよ。なかったですね。新聞の報道もいい加減ですね。事実を書いてほしいと思いますよ。

そこで市長、委員会は継続、さらには趣旨採択なんですよ。この趣旨採択という意味を御存じですか。これは市長、昔は賛成、反対両方だったんですよ、一緒くらいね。今は自治法が変わって、趣旨採択はもうその意見書に重く見る判決をしてるんですよ。御存じなかったでしょう。

だから市長、ここは私はね、稼働するわけだから。もう次の質問に入りますけれども、隣接市ですよ。5キロ圏内。だから、市長は言うところは言って、賛否を言って、それから言うべきことは私は言うべきだと思うんですよ。どうですかね、私が間違っておりますかね。ぴしゃっと知事に表明して、我が町はこうだと、立地市並みの待遇改善をしていただきたいと、私は言うべきだと思いますよ。私は玉虫色の態度では市長が不利だと思っている。もう一回答弁をいただけませんか。

**○市長（田畑誠一君）** 私はかねがね原子力発電について申し上げております。議会で答弁してまいりましたが、原子力のない社会はもちろん望ましいことで、一日も早く実現すべきだし、脱原発の方向に向かうべきだと思っております。

そういった意味で、本市におきましても議会の皆さんと一緒に、例えば風力発電、一般般家庭で1万世帯賄える風力発電も建設をいたしました。また、太陽光発電も、規模は小さいですけど、工業団地に行政も市も一緒になって取り組むという例は珍しいようで、大変全国的にも話題になりました。

そういったことで、代替エネルギーは一日も早く



進めるべきであります。何と言いましても、エネルギーというのは、私は国の、原口議員が今お述べになっておられますように、まさに国の政策の中で最も、しかも重要に位置づけられるべき政策だと思っております。御承知のとおり、今、経済大国3位とか言われておりますけれども、我が国は石油も天然ガスもありません。3カ月も石油、天然ガスの輸入がとまったら、日米安保で一時的にはアメリカが助けてくれるかもしれませんが、社会が回らないんですよ。生活も非常に困窮を極めるという状況であります。そういう中であって、国の政策として一番大事なことは安定的にエネルギーを供給することだと思っております。

そういった点では、脱原発を目指して、原発のない世界が望ましい、一日も早く実現すべきと思っておりますけれども、現状の風力とか、それから太陽光とか、また水力とか地熱とかいろいろ言われていますけど、安定的に供給することは難しい。現時点ではそう思います。だから、一日も早く脱原発の社会を目指しながらも、安全性に十二分に注意をして、今度は厳しい規制も合格したわけですから、さらに新たな知見を追い求めながら原子力政策を進めるべきだと思っております。

**○15番（原口政敏君）** 実は市長、昨年だったですね、国民宿舎が問題になりましたが、こんなことを言われたですね。原発がとまってから1年間で、450万円電気代が上がったということ言われましたね。私は国民宿舎に確認に行きましたが、実際そうおっしゃいました。

それで今回、衆議院議員の選挙がございまして、各企業を私は回っております。実はもう大きな会社でプロフーズの役員ともお会いしました。こんなに言われました。「原口さん、電気代が倍ばっか上がって苦しい」って。プロフーズだけじゃなかったです。協同食品にも行きました。同じことを言われました。私はそうだろうと思います。

もちろん原発はあるよりもないほうがいいですよ、市長。私は本当はそう思う。だけど、今のエネルギーを見て、長い目で安定的に考えますと、川内原子力の皆さんも来ておられますから、安全を第一

に、これはもう第一条件ですから、やっぱりやむを得ないと思うんですよ。

私事で大変恐縮ですが、息子はガソリン屋ですから、ガソリンを売っていますよ。この1日100億円の3分の1をうちの会社が出しているんだと言っておりますよ。だから息子とは敵味方なんですけれどもね。だけど、私の息子が言いました。「お父さん、僕の会社のことは気にしないでいい。世界の流れで見たら、もう僕たちも仕入れに苦勞しているんだ」って、はっきり言いました。仕入れがきたかと思えば、海賊対策で日本の自衛隊に守ってもらっているって、非常に苦勞していると息子が言ったんですね。

だから、やっぱり長期的には、何回も言うように、もうやむを得ないことで、私はもう仕方がないと思うんですよ。よく考えてですね。まあ市長が言われましたので、この項はもう質問はいたしません。

もう一つ、先ほどもちょっと言いましたけれども、立地市並みの、私はもう5キロ圏内ですから、もう立地市と変わらないと思うんですよ。だから強力に今までも言ってこられましたけれども、さらに市長、強く私は立地市並みと同じ条件で要望をしていかなければならないと思っておりますが、市長、どうですかね。

**○市長（田畑誠一君）** 今、電源立地地域交付金について、やはり近いんですから、もちろんそうです。一番近いところは5.4キロです。23キロまでにすっぱり入ります。だから、私はこのことはもう口酸っぱく言ってまいりました。

ちなみに、これまでの実績で申し上げますと、電源立地地域対策交付金は、平成25年までの累計で薩摩川内市が270億円です。本市は33億円で8分の1です。逆に言ったら8倍ですね、薩摩川内市は。25年度の単年度の事業で言いますと、薩摩川内市は12億5,000万円、本市は9,000万円ですから、14倍の格差があります。

また、原子力立地給付金の給付単価では、旧川内市が6,000円、旧串木野市が3,000円でした。これは私が市長就任をしたとき主張しまして、この件だけは10キロの圏域だけは同じ額になりました。しかし、さらに合併に伴い、薩摩川内市の場合は旧臨接区域

が増額される一方で、旧市来町の区域は措置の対象外であるなど、また新たな格差が生じております。私はこのことについて機会あるごとに、九州地区のこういう大会もあります、必ず行ってこれを言ってきました。立地しているところから半径を描いて、風向きもありますけれども、基本的には半径を描いて、その半径で近い順に、割合で交付されるのが当然じゃないですかという話をずっとしてまいりました。

このことは市民の皆さん方からもたくさんお聞きをしております。また、さっき原口議員がお述べになりました企業の関係の方からの電気料のお話も、私も実は各種団体、四つの漁協さん、農協さん、それから商工会議所さん、高齢者クラブ、婦人会、各種団体、私も実はそれぞれ率直な意見を聞いてきました。その中に、今、原口議員が言われました電気代が倍ぐらいになっている、もうこれ以上はやっていけないという意見ももちろん賜っております。

今、この交付金のあり方について、まさに不公平、これは全く間違っていると私は思っていますので、このことは再稼働の是非にかかわらず、今、直面する制度上の問題として、課題として、県にも強く要請をしておりますし、幸い産業経済大臣にお会いする機会もいただきましたので、このことを地図も示して強く訴えをしてまいりました。

これからも議会の皆さん方のお力をかりながら、一緒になってこのことは主張していきたいと思っております。

**○15番（原口政敏君）** 市長がおっしゃるとおりだと思っております。実は市来地区のことも、今、言おうと思っておりましたけれども、市長がおっしゃいましたので、御理解をいただいたと思っております。

ぜひ、我が町が一番近いわけですから、これは物を申してもいいと思うんですよ。物を申す権利もあるし、義務もありますからね。議会と一緒にいきましょうや。どんどんやってみましょう。ということで、この項は終わりたいと思います。

次に、新年度予算についてお尋ねいたしますが、本年度は、私はおおむねいい予算を組まれたかなと

思っております。限られた交付金で、これは一定の評価はしたいと思っております。もう少し残っておりますけれども。新年度予算ですが、市長が本年度を踏まえて、新年度はもう今日しかございませんから、お尋ねすることは、どのような考えで予算を、金額的なことは申しませんから、市長の思いを聞かせていただけませんか。

**○市長（田畑誠一君）** 新年度予算についてぼつぼつ作業にかかるわけでありましてけれども、今、お述べになっておられますように、新年度予算を編成するに当たって目標というのは非常に大事であります。その取り組み方、考え方ですね。以下、私が今、新年度予算についての考え方、取り組もうとしていることを申し上げます。

本市では積極的な行政改革や国の景気対策等もありまして、財政状況は議会の皆さん方の御協力をいただいて一定の改善が図られてきました。しかし、平成28年度からは、御承知のとおり、地方交付税の合併のときの恩典であった合併算定替が終了することになります。したがって大幅な歳入減等が見込まれることから、今後、一層厳しい局面を迎えるであろうと予測しなくてはなりません。

そういう考え方に立って、平成27年度の予算編成においても財政の健全性を堅持しながら、中長期的な視点に立った新たな産業の振興、地域活性化への取り組みが求められると考えております。

特に人口減少と少子高齢化は本市が直面する喫緊の課題だと捉えています。中でも人口減少の克服、地域の創成を図る上では、生活の基盤となる雇用を確保し、地域経済を活性化していく政策の優先度が非常に高くなる。縮小しつつある財政状況の中で、積極的に投資すべき戦略を絞り込んで、集中的に実行していくことが必要だと考えております。特に、議会の皆さん方の承認をいただいて、工業団地も取得しました。

この間、鹿児島県が主催する企業誘致が東京で説明会がありました。19市中、たしか11人の市長が出席しておりました、1人ずつ我が町のPRを企業誘致にさせていただく時間をいただきました。私も画面を通して、工業団地はうちは10年間ただですとい

うことを訴えました。後になって、本当にただですかと、非常に効果があったと思っておりますが、こういったのを活用して、またプリマハムさんも優遇措置を、議会の皆さんの同意を去年いただいて、それを活用して35人新たに雇用する。今、建設中であります。3月は完成ということですよ。

これからもこの工業団地や、それから10年無償ですから、積極的な企業誘致の補助制度を活用して企業誘致を努めたい、そして進めたい。本市が有する人材、資源、資金等の活用によって内発的な産業の振興を図ることもあわせて必要だと思っております。

一次産業から、今朝、楮山議員が農業のことを非常事態とお訴えにされましたが、三次産業までのそれぞれの振興に加えて、従来の産業分野を越えた連携や他地域からの消費獲得など重点的に取り組みたいと考えております。これは、言葉を変えたら交流人口を増やすことになると思いますが、努力をしたいと思っております。

そこで、折しも国において地方再生、地方創生関連の2法案が成立をいたしました。新年度の予算編成に当たっては、これらの情報収集、把握を進めるとともに、国の地方再生の取り組みと歩調を合わせながら、引き続き市民が主役の姿勢に努め、市民生活の安定と地域の発展に努めてまいります。

**○15番（原口政敏君）** 自由民主党が2年前に政権をとりまして、株も上がりました。そして円も安くなって、どんどん利益が上昇しているんですよ。しかしながら、地方には来ていないということで、市長の雇用を重視する考えを聞きまして、そうだなと私も同感をしております。景気はよくなったんですよ。2年前からすると、はるかに上がりましたから。これはアベノミクスは成功しているんですよ。私は自由民主党だから言うんじゃないで、一市民として思っている。だから、地方にも地方創成というのがありますから、地方を豊かにしなくてはいけない、市長の考えはいいことだなと私も同感しました。ぜひ慎重に、また思い切った予算を計上されるように申し上げたいと思っております。

そこで市長、今、世の中が、考えもしない災害が多発しておりますよね。もう日本国中で多発してい

る。だから市長、僕は防災の予算は増やさないかなと思っておりますが、金額は幾らにしなさいということは今から査定中ですから、言いませんけど、どうですか、市長、防災の予算は増やすことはできませんか。どうですかね。

**○市長（田畑誠一君）** 今、お述べにされましたとおり、東北の3.11や、あれは大きな大災害でしたけど、その後も引き続き、あの100万都市の広島あたりでああいう大災害が起きて多くの人が犠牲になる。予測できない。今度はまた四国で、暖かいはずの四国で雪の災害でたくさんの方が亡くなっておられますよね。本当にどこで起こるかかわからないのが今の状況であります。

そこで新年度につきましても、防災予算については、学校施設の耐震化、あるいは消防施設の整備、それから消防救急体制の向上を図って、安心・安全なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

災害時等の物資につきましては、昨年度から非常食や飲料水、それから避難所に指定した体育館の床などに敷くシートなども購入してまいりました。

さっき申しましたとおり、また議員お述べにされましたとおり、近年、毎年のように大きな災害が全国で発生しております。したがって、お述べにされましたとおり、自治体の危機管理体制の認識というのは非常に重要だと思います。そういった観点に立って、災害に備えて支援物資等の備蓄などに引き続きに努めながら、安心・安全で災害に強いまちづくりを進めていきたいと考えております。

**○15番（原口政敏君）** 市長がいろいろとお聞かせいただきましたが、実は先般、台風等で避難場所がございまして、避難された方がおられたわけですが、避難所にラジオもなければテレビもないと、状況がさっぱりわからないということだったんです。それから会の方が回ってこられなかったっていうことも聞きましたので、そういうことも考慮しながら、予算も要ることですから、簡単な、市民が聞けるそういうのを考慮していただきたいということをお願いして、次の質問に入ります。

指定管理について伺いますが、今、指定管理の雇用、要するに社員とパートも含めて、まず何パーセ

ントぐらいの比率で本市に住所がある方を採用をされておられるのか、まずそれから伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 指定管理者の雇用でありますけれども、現在、市内の公共施設92施設をまちづくり協議会及び市内並びに市外の民間事業者を指定管理者として指定をしております。管理運営に当たりましては、新規雇用が発生する場合は市内居住者を雇用していただくようお願いをしているところでもあります。現状では、ほとんどの指定管理者において直営時の職員を継続して雇用するなど、市内居住者が9割以上を占めている状況です。

しかし、業務内容によっては、例えば図書館の司書のように資格の必要な業種もあり、市外の方が従事されている場合もあります。

しかし、今後とも新規雇用の際は市内居住者を採用されるように指定管理者に強く働きかけてまいります。

**○15番（原口政敏君）** 私がなぜこの質問をしたかと申し上げますと、市民から、言えば図書館とかアクアホールの半分の方が市外の方であると。「原口さん、何で税金を納めない人が市外から採用されるんですか」という声があるんですよ。だから、私たち議会もちょっと失敗だったな、100%市内に住所がある方を採用しなさいということを議会で条例をつくれればよかったなと思ひ、失敗していますけどね。このことについてはどうですか、市長、私は100%市内に住所のある方を採用してほしいと思いますが、これは市民が、何で市外から採用するのか、こんな雇用が難しいときにおっしゃるのも当然だと思っております。どうですかね。

**○市長（田畑誠一君）** 指定管理につきましては、各施設の管理条例において施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲について定めております。職員の採用につきましては、指定管理者の募集時に、依頼事項として、市内居住者を採用するよう強くお願いをしているところでもあります。現状におきましては、先ほど申し上げましたとおり、9割以上は市内の方です。もちろん今、市民の声として言われましたとおり、100%が望ましいことは言うまでもありませんが、

お勤めいただく仕事に関しての専門的な資格とかなんとか、そういう点があったりしますので、なかなか100%の達成というのは難しいんですけど、今現在9割以上ですので、今後とも新しく採用されるときは、極力地元での採用を頼むということをさらに重ねて要請をしております。

**○15番（原口政敏君）** おっしゃるとおり、施設によっては資格があるところがあるんですよ。そこで、資格を持っている方が市内におられない場合はやむを得んと思うんですよ。しかし、広いいちき串木野市ですから、資格を持っている人はいるだろうと思うんですけどね、課長。そここのところをまた探していただいけませんか。もう答弁はいいから。ぜひ、100%近く本市の方を採用してくださいよ。

次の質問に入ります。

市来ふれあい温泉センターの露天風呂でございますが、露天風呂は現在3人ぐらいしか入れませんよね、市長。私たちもあちこち政務調査やら旅行やら行きますけれども、私も温泉が好きで、今、えぐち家ですか、あそこに行っているんですよ。あそこは最近露天風呂の大きなのをつくりました。だから、やっぱり市来の温泉センターも、せめて10人ばかり入ってゆっくりできるような浴槽を私はつくらないかんと思うんですよ。観光からして3人じゃ狭いですよ。みんな露天風呂に行きたがりますからね。この前、課長、通ったら、あたかも露天風呂が好きだと言いましたですよ。担当課長が。名前は言いませんけど。みんな露天風呂は好きだと思うんですよ。

ぜひ市長、これを観光目的でもありますから、また市民の憩いの場でもありますから、ぜひ私は露天風呂は扱わないかんと思っておりますが、どうですか。1回で「はい」と言えば終わりますから。

**○市長（田畑誠一君）** 市来ふれあい温泉センターには、大浴場をはじめ、歩行浴、トレーニングルームなどがあり、年間18万人もの方に利用をいただいております。露天風呂は男女それぞれ1カ所ずつあり、多くの方が入浴をされておりますが、時間帯によっては混雑しているようであり、大きくしてゆったりできるようにとの声をお聞きもしております。

今後、観光交流人口の増加も視野に入れながら、利用状況等の調査、把握を行うとともに、議会の皆さんから指摘を受けておりますこの両施設のあり方について、現在、業務委託をしております。その業務委託をしている結果を見ながら、国民宿舎の利活用調査の結果、それを踏まえて検討してまいりたいと思っています。

**○15番（原口政敏君）** 市長の検討は前向きに検討していただきますことと、市長が風邪が早く治りますことを御祈念申し上げまして、私の全ての質問を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** 次に、中里純人議員の発言を許します。

[12番中里純人君登壇]

**○12番（中里純人君）** 私は、さきに通告いたしました2件について質問いたします。

まず、入札制度についてであります。

市民の皆さんから届く多くの声の一つが、市政の透明性や市長や私たち市議会議員の政治家の清廉性についてであります。首長をはじめとする行政に携わる人と市が発注する事業に対する入札参加者との癒着や業者間の談合等に対する厳しい市民の皆さんの指摘は当然であり、私はそのような疑惑を未然に防止する立場から、今回、各面から伺ってまいります。

公共工事におきましては、入札及び契約の適正化の促進、並びに公共工事の品質確保の促進に関する法律により、地方公共団体の長は入札及び契約の過程、並びに契約の透明性の確保、公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保を図ることとされています。

本市の平成25年度決算によりますと、一般会計では、工事費で契約件数が119件、契約額で15億3,600万円。また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により工事の概要等の公表が義務づけられている予定価格が250万円を超えるものが110件で、その落札率は平均94.63%、最高で100%、最低で70.14%となっています。

簡易水道事業特別会計においても、契約件数18件、契約額1億7,800万円で、予定価格が250万円を超え

る17件の落札率は平均96.96%です。

そこで、まず実態について伺います。この5年間の決算ベースで、落札率における高い順を年度ごとに明らかにされたいのであります。

以上で、ここでの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** 中里純人議員の御質問にお答えいたします。

まず、入札制度について、過去5年間の公共工事全体の落札率であります。平成21年度は96.93%、平成22年度95.68%、23年度96.29%、24年度は95.66%、25年度は94.87%が最近の状況であります。

**○12番（中里純人君）** 本市では事前公表による入札となっております。落札率は平成25年度で平均94.63%と高どまりの状況ですが、業種別ではどうなっているのか、また県内の他市においては市が発注する事業の落札率はどのような実態か伺います。

また、市当局としましては、その実態に対してどのような見解をお持ちか、さらにはこの間どのような対策を講じてきたのか、またこなかったのか伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 近隣他市の平成25年度の落札率は、日置市が93.15%、薩摩川内市が91.71%、南さつま市が93.25%となっております。また、条件付一般競争入札の落札率は平均で94.98%であります。条件付一般競争入札の場合、予定価格を事前公表しておりますが、落札率につきましては、事業者がそれぞれの工事の閲覧設計書により適正に積算した金額を入札しており、結果的に94%台におさまっているものと認識をしております。

**○12番（中里純人君）** 平成25年度決算によります平均落札率は、Aランクでは94.95%、Bランクでは95.14%、Cランクで86.65%となっております。A、B、Cランクとも同じ入札方式でありながら、Cランクでは平均が86.65%となっているのに対しまして、Aランク、Bランクにおきましては、60件中の54件は、四捨五入しますと95%となります。なぜこのようにA、Bランクがそろって95%となるのでしょうか。

決算審査特別委員会でも業者間の談合に対する懸

念の指摘もあったようです。当局からいただいた入札の結果資料、ここにあります。これは、市のホームページでもこのように公表されているわけですが、去る11月26日から28日にかけて行われました入札結果の中で、17件の土木工事のうち、予定価格が1,000万円を超えるものの5件の落札率を見てみますと、32街区造成他工事の落札業者94.88%、2位95.37%、元町栄町線外道路改良工事の落札業者94.93%、2位96.50%、高見町9号線道路改良工事の落札業者94.74%、2位95.32%、住吉町3号線外道路改良工事の落札業者94.85%、2位95.32%、大藪河内線道路改良工事の落札業者94.94%、2位95.24%となっています。2位で94%台で入札している業者はありません。

このことから、落札業者は94%台後半で入札し、2位以下は95%以上で入札しているということがわかります。調べてみますと、予定価格が1,000万円以下でも同様の状況です。

つまり、落札する業者は94%台で、それ以外の業者は95%以上で入札するという、業界内での95%ルールが設定してあるのではないのでしょうか。公正な競争の促進という観点からしますと、競争を制限する力、つまり談合による力が働いているのではという疑念が持たれかねないのですが、市当局とされましては、市民の方々から疑念を持たれかねないこの数字に対してどのような認識か、私は何らかの対応を講じるべきと考えますが、伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 今、落札率につきまして、それぞれの事業箇所ごとにお述べになりましたが、先ほど申し上げましたとおり、条件付一般競争入札の場合は予定価格を事前公表しております。落札率につきましては、事業者がそれぞれ工事の閲覧設計書により適正に積算した金額を入札しており、結果的にそのような結果、94%台におさまっているものと認識をしております。

**○12番（中里純人君）** 私は、業者が市民の皆様の税金をコントロールすることはあってはならないと思っているわけですが、先ほど市長は設計書によって積算した結果であるということですが、私が先ほど指摘したこの95%ルールということに対

しておかしいというような認識はないのでしょうか。つまり、事前公表であります、最低制限は70%と、30%幅がある中で95%に集中してというようなことですが、どう見ても納得できないんですが、この件について再度伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 先ほどから申し上げておりますとおり、条件付の一般競争入札の場合は予定価格の事前公表しております。それはいろいろな理由から現在は事前公表という形をとっておりますが、その入札の一定のルールに基づいてこのような結果が出ているのだろうというふうに認識をしております。

**○12番（中里純人君）** 私の認識とは大いに違うようですが、予定価格につきまして、弊害が生じたときには速やかに事前公表の取りやめなどの適切な対応を行うことと指針に示されています。事前公表は23年度の国の指針で、1、落札価格が高どまりする、2、談合が容易になる、3、見積もり努力を損なうことからやめるように要請がありました。

鹿児島市では予定価格の事後公表とあわせまして、これまで非公表としていた見積もり単価等を事前に公表し、入札参加者が適正に見積もることのできる環境整備を行っており、透明性の確保が図られているようですが、事前公表の見直しについてはどのようなか伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 予定価格の事前公表についてであります、平成20年の11月から不正な入札の抑止、予定価格の漏えい等の不正行為の防止などの観点で、条件付一般競争入札について行っております。

国は、今、お述べになられましたとおり、適正化指針の中で事前公表について十分検討し、弊害が発生したときは速やかに取りやめを含む対応をとることとしておりますが、今年8月に公表した本市の市内建設業者の格付作業の中でも検討した結果、引き続き事前公表を実施することといたしました。

なお、県内の状況は、事前公表7市、事後公表4市、金額により事前と事後に分けているところが県と6市、入札方法により事前と事後に分けているところが本市を含め2市となっておりますので、今後

も各市の状況を見ながら検討をしてみたいと思っております。

**○12番（中里純人君）** 国の指針も、弊害が生じたときは速やかに対応を行うようにということですが、この高どまりの状況というのはずっと続いておりまして、先ほど他市の状況等も比較させてもらいましたが、やはり本市は高いというような状況でもございます。事前事後、組み合わせながら対策をとっていくというようなことでもございますが、できる限り透明性のある、競争性のある、そういう入札方法になるように努力していただきたいと思うのであります。

次に、落札率や入札方法について質疑を交わしてきましたけど、地域の建設業におきましては、公共事業の減少による事業の受注減少により経営が圧迫されてきたというような実態をよくお聞きします。また一方では、このように経営が圧迫されてくると、人員、機材等の減少が生じ、災害時の応急対策等における建設業界の社会的責任等に支障が生じるとの声もお聞きします。

社会資本等の維持管理や災害時等の応急対応になくはない地場業者への支援、並びに建設業に携わる方々の後継者育成等についてはどのような施策をされてきたのか、今後の課題を含めて明らかにされたいのであります。

**○市長（田畑誠一君）** 今、中里議員がお述べになりましたとおり、地元の建設業者は一旦有事ありや、災害でも起こりますと、この方々が主力で、それこそ危険を顧みず、その災害対策に当たっていただいております。また、兼ねても清掃ボランティア活動とかなどにも積極的に協力をしていただいております。また、後継者育成についても、また業界として大きな課題を抱えてもおられます。

そのようなことに鑑みまして、地元建設業者への支援、後継者育成に意を用いるべきだという御意見だと思いますが、公共工事につきましては、地元業者育成後継者観点から、これまでも特別な工事を除いて、できるだけ地元業者を選定しているところがあります。また、維持工事などについては、緊急性や優先度を見ながら予算を最大限に活かしてまい

たいと、これまでもしておりますが、これからもそのように取り組んでまいりたいと思っております。

**○12番（中里純人君）** 私もでき得る限り地元の業者の皆さんに仕事をとっていただきたい。それには、市民の皆様理解していただける公正で透明性のある受注方法でなくてはならないと思います。高どまりの解消のためにも、透明性が確保され、公正な入札により落札率が低下し、業者の利益の確保が懸念されるのであれば、入札残の活用で仕事を増やしてはいかかと思うんです。

市民の皆様からの要望も数多く寄せられています。道路補修や改修などの事業箇所は数多くあります。入札残の活用についてはどのようにお考えか伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 先ほど来、地元の業者の皆さん方が市民生活になくはない、貢献しておられるということで、地元の育成企業者への仕事をできるだけ多く回すべきだというお考えで質問なされておいてですが、特に入札残を一つ例に挙げられましたけど、維持工事なんかにつきましては緊急性とか優先性を見ながら、そういった予算もできる分野では最大限活かしていきたいと思っております。

**○12番（中里純人君）** 冒頭に述べましたように、首長並びに市政に携わる職員は、業者との関係については一点の疑いも持たれてはならないのであります。平成21年にえびの市では公共工事入札事件で市長が失職しましたが、判決文では市長選での応援に対するお礼の気持ちから職務権限を利用したとのこと。

決算委員会で指摘がありましたが、本市の建設業協会会館の道路が外壁に設置してあります。「私達は、地場産業を育成し雇用を守る田畑市政を応援します。」という看板につきまして、市長におかれましては、請負の関係で市民に誤解を抱かせかねないことから、検討を要請される考えはないのか。李下に冠を正さずという言葉もあります。老婆心ながら指摘をし、見解を求めます。

**○副市長（石田信一君）** ただいまの件について私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

今、お述べの件につきましては、法的には何ら問題ないものと考えております。それぞれの団体がそれぞれの考えにおいて行ったものでありますので、そういったことを認識しているところでございます。

折しも衆議院議員の総選挙が行われておるところでございますけれども、公共工事にかかわる団体におきましても、それぞれさまざまな補助金を受給する多くの団体がそれぞれの立場から候補者を支持しておられまして、何ら問題ないものと考えているところでございます。

**○12番（中里純人君）** 私はただいまの質問は市長に対して見解を求めたので、市長、答弁をお願いします。

**○市長（田畑誠一君）** ただいまの件につきましては副市長のほうから答弁をいたしました。私のことなので私が答えるべきですが、私からというのはとり方によって大変であられると思いましたので副市長が答弁したと思いますが、副市長が答弁したとおりであります。何ら法的問題はありませぬし、今現在行われている衆議院選挙もそれぞれの団体がそれぞれ支持をしておられます。補助金を受けている団体もいろいろありますが、自主的に、大変ありがたいことにああいう看板をかけていただいたわけがありますが、今、中里議員から御意見いただきましたので、私はちっともやぶさかではありません。今日早速とり下げます、帰りに。

**○12番（中里純人君）** 本市議会では、2007年の9月議会で公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書が採択されています。これは、平成12年の11月に制定された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の附帯決議でもあります建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めることをもとに、元請、下請の関係の中で、仕事量の減少で労務費の引き下げにならないように賃金を確保するよう求めるものです。

現在、全国各地の自治体で進んできている公契約制度の導入について伺います。

公契約制度の導入の意義や目的等についてどのような認識なのか。平成21年に初めて条例制定した野田市や直方市等の実態や県の論議の状況など、導入

の状況についてどのような見解認識か、本市における公契約制度の導入についてはどのような見解か、以上を伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 公契約制度は、自治体が発注する建設工事などの公契約に従事する労働者の適正な賃金を確保することで労働者の生活の安定を図るとともに、当該業務の質の確保や地域経済及び地域社会の活性化に寄与するものであります。

しかしながら、鹿児島県内の制定状況については、県を含め、制定している自治体はございません。また、全国でも制定しているのは20に満たない自治体のみであります。本市としても今のところ制定する考えはございません。

**○12番（中里純人君）** 答弁にもありましたように、県内ではまだ制定しているところはないようです。過当競争による低価格入札で、業務に従事している下請業者や働く方々の賃金に影響がないようにするための条例でございます。この公契約条例を制定することにより過剰な競争が制限され、公共工事や公共サービスの向上にもつながるようです。今後とも他市の状況等も十分研究していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

沿岸漁業についてであります。

沿岸漁業におきましては、幾度か同僚議員より質問がされております。組合員の高齢化、漁船の老朽化、不漁と魚価の低迷、燃油の高騰など厳しい現状にある中でも、地域内の漁業関係者の方々からの切実な思いがサメによる漁獲物や漁具の被害が頻発していることです。串木野沖の地場の魚を市民に提供することに支障が生じており、市内4漁協の漁民が非常に困窮しておられますが、被害の実態がどうか、市当局とされましては実態をどのように認識しているのか伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 県地域振興局の調査によりますと、近年、県内ではサメ、イルカなどの被害が発生しております。特にサメ被害の情報が寄せられており、県内ではこれまで奄美や南薩地域で被害が多く発生していましたが、ここ数年、西薩地域でも多く発生するようになったとのことです。



本市も例外でなく、市内4漁協からもその被害が寄せられているところであります。

**○12番（中里純人君）** 現在、漁協では、これからの漁業振興の基本となります浜の活力再生プランを作成中ではありますが、その中でサメ被害対策のプランがあるのかないのか伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 現在作成中であります浜の活力再生プランは、漁村地域の再生を図るため、浜ごとに現状の課題を整理し、解決策の検討を行い、漁業者みずからが浜の改革を実行していくための計画であります。このサメ被害対策については、現在、4漁協一体となり作成中であります。浜の活力再生プランの中に組み込むよう協議を進めているところであります。

**○12番（中里純人君）** 浜の活力再生プラン策定に関しまして、本市の沿岸漁業関係者が三つの推進事業計画を作成されています。少し紹介させていただきますと、1、組合員の売却予定の漁船を漁協で買い上げ、数人の高齢漁業者で操業することにより、燃油代や漁船の維持管理費の削減、1人乗りの海難事故防止、漁具や漁法の改善による省力化を図る。2、県外漁船の誘致による水揚げ増を図るため、漁船内での食事や寝泊まりというような生活環境の改善のための厚生施設、漁師小屋を建設し、さらに地元漁民との交流や情報交換を図る。3、本市では古くからサメをつけ揚げやかまぼこの原料として利用していることから、ハンバーグや干物、ひれスープなどの独自製品化とともに、サメ捕獲による漁業者の所得の向上を図るというもので、沿岸漁業活性化のためのプランを作成されているようではありますが、今年度よりサメ資源有効利用事業がスタートしたとお聞きしましたが、どのような事業なのか伺います。

**○市長（田畑誠一君）** サメ対策について、サメを新たな地域資源として有効利用して、練り製品などの特産品化による水産振興を図ることを目的に、今年度から県の地域振興推進事業を導入し、サメの地域特産資源化事業として、本市と日置市の漁業者等で構成される西薩地区水産業改良普及事業推進協議会で取り組んでいるところであります。

**○12番（中里純人君）** 西薩地区で取り組んでいくというような答弁がございましたが、この中でサメを活用した練り製品の開発も進められるようですが、今後の取り組みと見通しを含めて明らかにされたいのであります。

**○市長（田畑誠一君）** 事業の取り組み状況については、10月に屋久島で視察研修を行いまして、漁具の試作品を制作しております。今後、サメの種類や出現時期、海域の把握などを調査を予定しております。また、捕獲したサメを引き取り、商品加工していただけないか、水産加工業者と協議を進めているところであります。サメ資源の有効利用に向けて動き始めたところであります。引き続き、各漁協及び関係機関と一体となって取り組んでまいります。

**○12番（中里純人君）** サメ肉は尿素を多く含んでおりまして、捕獲後時間が経過するとともに尿素がアンモニア臭となり、加工に不向きと言われておりましたが、鮮度管理と十分な水さらしを行うことにおいて気がならないそうです。三重県ではサメを干物で食べる風習があり、栃木県では煮つけやフライなどにして食べられています。伊豆大島ではフライを学校給食にも利用されているようです。広島県ではワニと呼び、刺身で食べるのが主流でしたが、最近ではワニバーガーやワニ丼といった、サメを使った商品も販売されるようになってきています。地元の水産加工業者で製品化されるようですが、食のまちの新たな特産品として期待できるようでございます。

次に、海を生活の場とする漁業者にとっては、サメを捕獲しても魚価単価が安いというえに、鋭い歯を持ち、暴れまわり、非常に危険きわまりないことから、船上作業に対して漁民の負担が大きいので、捕獲に対する補助金は考えられないのか伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 現在、サメ資源の有効利用に向けて動き始めたところであります。これから水産加工業者へのサメの取引価格など、どのような状況なのか、関係機関と連携しながら研究してまいりたいと考えております。

**○12番（中里純人君）** 水産加工業者への安定的なサメの供給や買い取り価格等課題もあると思います

が、サメ被害の軽減と食材としての有効利用を図るためにもこの事業が成功するように取り組んでいたきたいものです。

以上で質問を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** 次に、東育代議員の発言を許します。

[9番東 育代君登壇]

**○9番（東 育代君）** 皆さん、こんにちは。一般質問は本日とあすの二日に分けて開催されます。私は5番目ということで、1日目最後の一般質問でございます。それでは、質問に入ります。

さきに通告しました1件について、市長、教育長の見解をお伺いいたします。

まず初めに、学校教育についてです。

私たち教育民生委員会の委員6名は、さきに行われました「地域が育む「かごしまの教育」県民週間」の期間中に、11月4日、5日の2日間で、市内にあります公立の小学校9校、中学校5校の計14校の学校を訪問いたしました。どの学校も玄関や校庭にある花壇などとても手入れが行き届いていました。また、学校内の設備や掲示物等をはじめ、校内の環境整備についてはきめ細かく取り組みをなさっていらっしゃる様子でございました。あわせて、児童生徒の授業の風景や休み時間の子供たちの元気な挨拶に触れ、学校の雰囲気が伝わってまいりました。それぞれの学校運営の中において、学校側でできることは精いっぱいなさっていらっしゃるなど感じました。

学校の施設整備については市が行うこととなりますが、教室内の床に穴があいている場所があったり、窓際に柵があったりと危険箇所が数カ所見受けられましたので、一部ではありますが、児童生徒への安全対策の不備を実感いたしました。教室内のカーテン設置については児童生徒の健康面に配慮をすべきではないか、カーテンの役割って何だろうと考えさせられる場面もありました。

今回の学校訪問を通して、児童生徒の学校生活の安全について、学校の施設整備について、市長、教育長はどのように認識なさっているのか。学校側はそれぞれの環境の中に精いっぱいの取り組

みをなさっています。施設整備については市の責任として取り組みを急ぐ必要があるのではないかと痛感したところでした。

そこで、通告に従い、順次質問いたします。まず初めに、市内公立小中学校の施設整備についてお伺いいたします。

学校敷地内にある建物の危険箇所の点検と整備状況及び対策についてですが、学校敷地内にある施設、建物等の危険箇所の点検はどのようにされているのか。各学校から出された要望や危険箇所の報告に対して市はどのように対応されているのか。危険箇所の整備状況や対策について市長の見解をお聞きいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** 東育代議員の質問にお答えいたします。

学校の教育環境整備における耐震化工事については、平成27年度までに完了することとしております。平成26年度末において耐震化率92.3%となる見込みで、27年度に市来中学校、串木野西中学校の耐震化工事を実施いたしますと、耐震化率100%となる予定です。

耐震化工事と並行して大規模改造工事も実施しておりますので、市来中学校、串木野西中学校の学習環境は改善できるものと考えております。いずれにいたしましても、子供たちが教育を受ける学校の環境整備については非常に大事でありますので、予算の関係も見ながら、できるだけ積極的に取り組んでいきたいと思っております。そういった意味で、耐震化工事のほうもおかげで27年度は完了いたします。

**○9番（東 育代君）** 現状について答弁いただきました。

串木野西中と市来中を27年度に耐震化工事と大規模改修工事を終了ということで100%ということでお答えいただきました。

串木野西中の建物が一番気になりましたので、初めにお聞きいたします。

来年度耐震工事と大規模改修の予定とお聞きしていますが、教室内の床に穴があいておりました。今

までけがや事故がなくてよかったなど安堵することでした。しかし、このままでは危険と思われませんが、床の穴についてはどのように認識なさっていらっしゃるのか気になるところです。来年度の改修までそのままでしょうか、伺います。

**○教育長（有村 孝君）** 御指摘の西中の教室の床板の破損等につきましては、即、児童生徒の日常の安全面にかかわることから、学校が応急修繕、安全確保を行った後、教育委員会に報告を上げるように、常々そういう類いのものは指導していたしております。

御指摘のあった串木野西中学校のケースは、床板の穴を応急修繕はしたものの、視察直前に再び割れてしまったというふうに聞いておりますが、直ちに処置しなかったことはまことに遺憾に思っているところでありまして、改めて指導いたしました。何か踏み込めないように板を置くとか、応急処置が足りなかったなど、校長指導、あるいは全校14校全てを指導したところでございます。

**○9番（東 育代君）** たまたま私たちが視察をしたときということでしたけれども、視察があってもなくても、やはりこういうことについては常日ごろから安全対策という面については心がけていただきたいなど、学校側との連携も深めていただきたいなど思っているところです。

次に、教室のカーテンはテレビを見るときにも対応できるように設置されたのでしょうか。暗幕のようなものを使用しており、教室が暗く感じました。普通の授業に対しては明るさは大丈夫なのでしょうか。明るさの点検はされていると思いますが、天気が良い日と曇りの日では大分違うと思われまして。既存のカーテン設置についてどのようにお考えでしょうか。西中のケースについてお伺いいたします。

**○教育長（有村 孝君）** カーテンの設置について、また照度について、明るさ等についてでございますが、学校からは優先順位を決めて上がってまいります施設整備要望の内容をしんしゃくしながら、年次的に整備を進めてきております。カーテン等もその中に入ってくるわけですけれども、さまざまな、たくさんの要望等が上がってきますので、予算的なもの

のを全体的に考慮しながら、学校からの優先度の高い順番に対処しているところでございます。

それから、照明につきましては、カーテンの意味というのは暗室をつくったり、あるいは日よけになったり、さまざまな機能があるわけでございますが、学校の子供たちが使う教室内の照明につきましては、カーテンを閉めても支障がないか、照度計で測定をして設置をしております。なお、全ての学校でございまして、各教室等の照明につきましては学校薬剤師が定期的に照度検査を実施しておりますことから、現時点では各学校問題はないと認識しておりますけれども、やはり状況、環境というのは日々変わりますので、その節、また学校等から要望がありましたら、こういうことについては注視して、子供の健康、安全確保に万全を期したいと考えているところでございます。

**○9番（東 育代君）** カーテンについては先ほど答弁いただきましたように、日よけや暗室等を兼ね合わせてということですが、ほかの学校ではカーテンの厚さとかそういうのは感じなかったんですが、西中のケースは本当にどうなのかなと思いたので、もう一回見ていただいて、本当に大丈夫なのかということを確認をしていただければと思っているところでございます。

引き続きまして、質問いたします。

東側の校舎の老朽化というのが気になりました。数年前にシロアリの発生により、駆除はされたものの、建物の一部が崩れておりました。このような状況で生徒の安全の確保がなされるのか気になりましたが、耐震化、大規模改修の延長の中で、この東側の校舎も改修の予定に入っているのかいないのか、お聞きいたします。

**○教育長（有村 孝君）** 議員御指摘の東側の校舎というのは、体育館の横の特別教室が多い、家庭科室とか技術家庭科、そういう教室が入っているところでございますが、そこは耐震あるいは全面改修工事の対象にはなっておりません。

ただ、御指摘のとおり、ひさしのところのコンクリートというんでしょうか、ああいう壁に浮きが認められた箇所がたくさんございまして、そういうと

ころにつきましては、やはりその周辺も含めて調査をしまして、危険防止の観点から、事前にたたいて落とす作業を実施しております。ひどく荒れた印象を与えてしまうこととなります。見た目は非常に、修復はしてありますけれども、崩れてこないかなというような、景観上好ましくないわけですが、ただ、安全面からいきますと大丈夫ということで、ああいう処置がしてあるわけでございます。

そのような事情もあることを御理解いただきまして、今のところ、あそこは対象にはなっていないくて、応急処置はしてありますということでございます。

ただ、当然、来年、再来年度から始まる改修工事につきましては優先度を高めていく施設だなということは認識いたしておるところでございます。

**○9番（東 育代君）** 応急処置はしてあると。そして、崩れてくる分についてはたたいて落としてあるという御答弁をいただいたんですが、このような状況を市長は建物にひびが入って一部が崩れているような現状ごらんになられたことがあると思います。現状で大丈夫と、見て本当に思われたか、市長の見解をお聞きいたします。

あわせて、西中の東側校舎についての長寿命化計画があればお示しください。

**○市長（田畑誠一君）** 今の事象につきましては、コンクリートが膨らんできている、鉄筋が腐食するというんですかね、それは危ないから、落として、裸みたいな状況にしてペンキを塗っているとかという状況がよくありますよね。そういうことで、確かに見た目については危険だなというふうに感じられるということはよくわかります。ただ、今、事前の策としてはそういうことがより安全だということだけは御理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、よそ様のことを言っちゃいかんですけど、どこかの国で、地震で子供たちがたくさん犠牲になったことが記憶に新しいところですけども、やっぱり学校は児童生徒が1日の大半を過ごす場でありまして、安全・安心を確保するために、そういった意味で年次的に耐震工事も実施してまいりました。

幸い27年度は終わりますが、耐震上問題のなかつ

た建物でも、今お述べになったような例もその一つですけれども、老朽化が進んでいる箇所もありますので、計画的に改修、修繕について対応していきたいというふうに考えております。

**○教委総務課長（臼井喜宣君）** 先ほど市長が答弁いたしましたように、27年度で耐震化工事が完了する予定でございます。28年度からは、耐震上問題はなかったけれども老朽化が進んでいる、すなわち大規模改修工事等が必要になってくる建物が残っておりますので、28年度からはそれらに着手していくということになります。

ただいま東委員のほうからございました長寿命化計画なるものがあるかということでございますけれども、現在私どもが把握しておりますのは、大規模改修工事の必要な建物というのが17棟ほど残っている状況になっております。ただ、その中で、現状、建築年度は古いけれどもそれほど支障が生じていないもの、建築年度は新しいけれども傷みがひどいもの、そういうもの等ございますので、その17棟の中で年次的にランクづけをしていって工事を進めたいというふうに考えているところでございます。終わります。

**○9番（東 育代君）** 必要な箇所がまだ17棟残っているということでお聞きいたしましたが、大変財政的にも必要なものでございますので、計画的に進めていただいて、そして、できるだけ早く子供たちの安全が守られるようにということを願っているところでございます。ぜひ長寿命化計画等があれば、きちっとまずそれを示していただくことが、私たちもまたそれが安心につながるというふうに思っているところでございます。

引き続き、質問いたします。

市内の水泳大会等が開催されるときにも使用される西中のプールについてですが、観客席の鉄柱の腐食と屋根なしの現状をどのように認識なさっているのでしょうか。安全面や景観を考えたときにベストではないと思われれますが、プールの環境整備についていかがお考えでしょうか、見解をお聞きいたします。

**○教育長（有村 孝君）** 串木野西中学校のプール

は本市の水泳記録会の会場として利用してきている経緯がございます。年何回か使用しているわけですが、観覧席用としてのテントシートが張られるよう、鉄製の支柱が周りに3カ所、3面と言いますか、設置されております。学校の授業では観覧席は必要ないとのことですが、学校から特に要望等は出てきていないところでございます。修繕の要請とか、そういう緊急度の高いものからの修繕等は出てきていないわけですが、御質問のありましたテント用支柱の塗装改修につきましては、安全面はもとより景観上の点からも、今後は学校とも協議しながら対処してまいりたいと思っております。確かにさびて、ぐらぐらするという事はないんですけれども、やっぱり景観上が問題かなと認識しているところでございます。また学校と協議しながら、どういうふうに処置していくかを検討してまいりたいと思っております。

**○9番（東 育代君）** 検討するという御答弁をいただきました。簡単に、壊すとか早期に整備するとかというのは困難だと思いますけれども、やはり児童生徒の安全面に配慮して、そして、きちっと整備をしていただきたいと願っているところです。

この串木野西中以外にも危険箇所が数カ所ありました。学校によっては窓際に柵があるところもありました。転落防止の対策が必要ではないかと思われる。窓の近くにある柵等について、小中学校の現状をお聞きいたします。

**○教育長（有村 孝君）** 御指摘の教室等に設置してあります柵が踏み台にされた場合、転落の危険性があるのではないかと御指摘でございます。

文科省も学校における転落防止の留意点として安全管理指導と施設整備を一体的かつ計画的に実施するよう通達を出して指導してきているところでございますが、それを受けまして、本市の学校現場では、通常発生しない場所でも事故は起こり得るとの認識のもと、児童生徒にみずからの身を守る能力を身につけさせるべく、危険行為を未然に防ぐ指導を徹底しているところでございます。

御指摘のありました窓側、あるいは廊下側の外側には物は置かないということが共通理解、共通実践

をされていると認識しておるんですが、備えつけのと言いましょか、取りつけの柵等がございまして、そこには必ず1段の柵は設けてあるんですが、ただ、そこに乗りさえすれば転倒はするわけです。ですから、もうそれ以上乗らないということを、まず危険だということを、先ほど申しましたみずからの身を守る能力を身につけさせるべく指導を徹底してまいりたいと思っております。

当然のことながら、そうは言いましても危険性が高いと思われる箇所等についてはもう先日までに全部点検をし終わりましたけれども、柵の設置等、あるいは施設改良を随時実施してきているところではございますけれども、今後ともそういう指導を徹底して、また、それでもいかがかというような施設につきましては検討してまいりたいと思っております。

**○9番（東 育代君）** それぞれにみずから身を守るということで指導していくということでしたが、小学校が一番気になったんです。柵はあるんですね。ただ30センチぐらいです、あったのが高さが、柵、このぐらいでしたので。柵に乗ったら、子供は遊びの延長で、乗ったらいけないとわかっていても遊びの中でやっぱりひょこっと乗ったりすると、この30センチの高さというのが一番微妙な感じかなというのを感じたんです。そこら辺のところも思いましたので、柵をしてあるところはありましたけれども、安全面から考慮すると十分とは言えないのではないかと感じました。子供たちは遊びの延長で柵に乗ったりすることがありますので、いま一度点検をしていただきたいなと思っております。

次に移ります。

児童生徒の健康管理に欠かせない教室内の環境整備について、もう少しお聞きいたします。

市内14校の教室内のカーテンについて伺います。

カーテンの設置について、十分な学校は何校あるのか、不十分と思われる学校は何校か、調査されていたらお聞きいたします。

**○教育長（有村 孝君）** 先ほど申しましたけれども、このカーテンについては、各学校、点検はいたしてはおりません。ただ、先ほど申しました優先順

位をつけて修繕あるいは取り替え、そういう備品設備等につきましては、学校からの要請度に応じて対応しているという状況でございます。ただ、实例を申しますと、小学校が1校、カーテンの修繕あるいは取り替えをという要望がきておりますので対応したいと考えているところでございます。カーテンだけの調査はいたしておりません。

**○9番（東 育代君）** カーテンに特化した調査をしていないということで、学校からの要望ということで答弁をいただきましたが、先ほども教育長のほうから答弁がありましたけれども、全くカーテンがなかったという学校がありました。教室にですね。そこら辺のところは、一応計画に入っているという感じの答弁だったんですかね。今回、全くないところが1校あったんですが、そこについては一応予定があるということですよ。

**○教委総務課長（臼井喜宣君）** 学校からのカーテンの整備要望というのが上がってきている学校が、例えば照島小学校でありますとか、市来小学校でありますとか、数校ございます。その中で、大規模改修工事の中で対処できるものについては実施している計画であります。

なお、当然、学校のカーテンにつきましては、燃えにくいカーテンの設置というような条件も消防の関係からございます。金額的にかなり跳ね上がってくる部分もございますが、そういうことも考慮しながら、予算を見ながら、整備をしているという状況で、現在の予定では、本年度中に市来小学校のカーテンを整備したいということで計画をいたしているところでございます。終わります。

**○9番（東 育代君）** カーテンの設置等は市が行うべきものというふうに認識しておりますので、学校訪問したときにない教室がありました。市来小学校は設置の予定ということでございました。そのほかにもカーテンの役割をなしていない学校もあって、児童生徒の学習に支障がないのかなということも気になりましたので、たかがカーテンと思われるかもしれませんが、やはりカーテンについても学校の状況というのをいま一度調査していただきたいなと思っているところでございます。

学校においては、床の老朽化や天井のコンクリートが朽ちて欠けているところもありました。けがや事故が起きる前に児童生徒の安全に十分配慮して、早期に対策をとっていただきたいなと願っているところです。

あわせて、特別教室の理科の実験をするのでしょうか、水回りが本当に水道設備が使えない、タンクはあっても水を出せない、水を出したらそれが機能しないというようなところもありましたので、点検整備をしていただきたいなと思っているところです。

**○議長（下迫田良信君）** ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時15分

**○議長（下迫田良信君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○9番（東 育代君）** 次の質問に移ります。

市内公立の小中学校の不登校児童生徒の現状と対策を伺うものです。

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因や背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため年間30日以上欠席した者、長期欠席者のうち病気や経済的理由による者を除いた者、と文部科学省における不登校児童生徒の定義のようです。

そこでまず、本市の不登校児童生徒の現状について4点ほど伺います。

26年度について、年度途中でありますが、いかがでしょうか。二つ目に、昨年と同時期と比較した場合いかがでしょうか。三つ目に、25年度についてはいかがだったでしょうか。四つ目に、保健室登校や図書室登校についていかがでしょうか。4点お聞きいたします。

**○教育長（有村 孝君）** 本市の不登校児童生徒の現状についてでございます。

平成26年度10月末時点では小学生2名、中学生21名の計23名となっております。先ほど議員がおっしゃいました30日以上欠席していると、不登校傾向でございますね。

昨年10月末時点では小学生は5名、中学生は23名でしたので、本年度は小学生が3名、中学生が2名、計5名減少しているということになります。

平成25年度、昨年度1年間でございますが、不登校児童生徒の人数は小学生10名、中学生27名の計37名でございました。

次に、保健室登校や図書室登校などの別室に登校している児童生徒は、11月の段階で小学生が2名ほどいます。

対応といたしましては、校長をはじめとする教職員が担任と連携して個別指導あるいは読書等を行うとともに、本人と十分語り込みながら教室復帰に向けた取り組みを各学校内で進めているところでございます。

**○9番（東 育代君）** 昨年と同時期に比較した場合には若干の減少ということに御答弁いただきましたが、25年度中、これが1年間の統計ということで見ると、やはり小学校が10名、中学校が27名、37名と、多くの児童生徒が学校に行きたくても行けない状況があるということで、対応を急がなければいけないなと思っているところでございます。

現在は小学校2名、中学21名ということでお答えいただいたんですが、文科省ではこの不登校の児童生徒を七つの分類というか、そういう区分でくくられるということを言っています。まず一つ目に、Aの型として学校生活に起因する形、Bでは遊び非行型、Cでは無気力型、Dでは不安など情緒的混乱型、Eでは意図的な拒否型、Fでは複合型、Gではその他と、この七つの様態に分類しているようです。

本市ではこの児童生徒についてどのような区分が一番多いと思われるのか、本市の児童生徒の現状についてお聞きいたします。

**○学校教育課長（有馬勝広君）** お答えいたします。

不登校の原因といたしますか、要因ということでの御質問でございます。今、おっしゃいましたようないろいろな原因というもので様態が分かれているわけですが、そのことにつきましてちょっと詳細に調査をとっておりますので、そういうことで御答弁させていただきたいと思っております。

不登校の要因ということでございますが、まずは

身体の不調、そして漠然とした不安、無気力、友人関係をめぐる問題、学業の不振、家庭環境の急激な変化などが見られます。これを先ほど議員のおっしゃったとおりの内容で区分といたしますか、範疇に分けますと、無気力、不安などの情緒的混乱という本人にかかる状況というものが多いのではないかと考えております。そして、あとは友人関係、学力等につきましては、これは学校生活に関係する要因ということに分類されるのではないかなと思っております。御質問の中で、細かく要因としてお答えいたしました。

以上です。

**○9番（東 育代君）** 学校生活に起因するもの、本人に関わるもの、そして、あとが家庭生活に起因するものというふうな分類の仕方であろうかと思うんですが、本人に関わるというところが一番本市の中では多いと理解してよろしいのでしょうか。

**○学校教育課長（有馬勝広君）** いろいろな分類がございますが、本人に関わる状況というもので大きくくくりますと、その中に、例えば先ほど申し上げました無気力や不安などの情緒的混乱ということと、あと先ほど議員がおっしゃいました遊び、非行とか、あるいは意図的な拒否と、学校に行く価値を見出せずに意図的に拒否すると、そういうようなものでくくって、そういう範疇に入っておりますので、その中の無気力、不安などということが多い状況でございますので、本人に関わる状況が多いということで捉えております。

**○9番（東 育代君）** 学校生活に起因するものというのはさほど数としては少ないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

**○学校教育課長（有馬勝広君）** 昨年度、25年度の問題行動調査がございましたけれども、全国で行う調査でございますが、その中で、不登校になった原因といたしますか、要因というものを調査でまとめております。その中に友人関係、そして学業の不振ということも回答がございます。そういうことで、本人に係る、先ほど申し上げました状況が若干多うございますが、学校生活に係る友人、そして学業の不振というものもある一定の部分の要因として

は捉えております。

**○9番（東 育代君）** 学校生活に起因する形という中には友達関係あるいは教職員との関係というのがあるようでございますが、10月18日の新聞に小学校いじめ最多という記事がございました。鹿児島県内の小中高全体の把握件数は1万4,240件だった。児童生徒1,000人当たりの件数は72件で、全国では京都に次ぎ2番目に多かった。今回の調査では小学生の暴力行為が初めて1万件を超え、7年間で2.9倍に増えたとありました。以前はいじめの件数を教師が申告することが多かったが、最近には子供に直接アンケートをした上で回答するので件数が増えている。隠れたいじめが表面化したとありますが、本市におけるいじめの調査はどのようなものがあったのか。あわせて、いじめの件数等があればお示ください。

**○教育長（有村 孝君）** いじめの調査につきましては、9月に全ての学校で県教育委員会が作成した無記名アンケートによるいじめ実態調査を実施しております。26年度、本年度の9月のいじめの認知件数、これは児童生徒がいじめと思った、あるいは考えた件数、アンケートに出てきた件数でございます。小学校が112件、中学校が69件、計181件でございます。

市教育委員会といたしましては、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るという認識を持っておりまして、毎学期実施しているいじめ問題を考える習慣の中での実態調査とか、あるいは教育相談、あるいは日常の観察の中で、いじめられている子供のサイン等を見逃さないように取り組んでいるところでございます。

また、本市では今現在、先ほどから不登校という問題も出てきておりますが、いじめが直接的な原因で不登校に陥っている子供は現段階ではおりません。

以上でございます。

**○9番（東 育代君）** いじめと不登校の関連性をちょっとお聞きしたかったところで、今、本市ではないという教育長の御答弁でございましたが、現在、不登校気味の児童生徒を持つ保護者の声をちょっと御紹介いたします。

「A子さんの言葉に傷ついて学校に行けなくなっているのに、学校側はA子さんに声をかけさせるという学校側の配慮のなさに親子で傷ついてしまっています。誰でも声かけに行けばよいという問題ではないですよ」とお話しされました。マニュアルどおりの対応に見えます。不登校となってしまった児童生徒の心はとても繊細です。不登校の状況が継続しないように不登校児童生徒の状態や不登校となった要因、背景を把握した上で、適時、適切に、かつ個々の状況に応じて対応することが解決に向かうと言われております。対応を間違えないように原因の分析をしっかりといただき、不登校の解消につなげてほしいと願っております。

不登校について、学校生活に起因するものや家庭生活が起因するもの、本人の問題に起因するものと、それぞれの要因があります。いずれにしても、不登校児童生徒の状態や不登校となった要因、背景を把握した上で、適時、適切に、かつ個々の状況に応じて対応することが解決に向かうと言われておりますが、学校生活の中で友達関係にいる不登校の児童生徒について、いま一度、把握されていたらお聞きいたします。

**○教育長（有村 孝君）** ただいまの案件は、不登校の理由の項目には友人関係をめぐる問題も多く含まれていると思いますが、そこには友達のかけた一言といいましょうか、そういったような言葉に傷ついたことが含まれている可能性も十分に考えられるわけでございます。不登校には御承知のとおり幾つかの要因が複合している場合もございます。ほとんどがそういうことなんです、報告の細かいところまで把握しながら対応するように、今後とも、また教育委員会としても考えていきたいなと思っております。

一応、毎月いじめ、あるいは不登校関係の月例報告を求めておりまして、さらに、個々の児童生徒にどう対応して、どう保護者、あるいはどういう関係機関と相談をして解消、予防に努めているかというような報告を求めておりまして、それを毎月求めておりますので、それに対して、また私どものほうで適切な指導助言を加えながら学校に返しているところ



ろでございます。

**○9番（東 育代君）** 一生懸命取り組みをされているということでございますが、今、ちょっと例に申しましたけれども、本当に数日前にこれは保護者から聞いたことございまして、不登校という長期の欠席ではないですけど、不登校傾向にある、学校を休んでいるということで、今回、私がこういう質問をするんですよといったときに、実はこういうことがありましてということを直接お聞きしたところなんです。やはりこういうことが見えないところでありますので、やはりきちっと対応していただきたいなと思っております。

不登校やひきこもりの子供の自立を目指すシンポジウムや相談会が鹿児島市であったと11月11日の新聞記事にありました。鹿児島県は、20歳から59歳の未婚でひきこもりの人の比率が全国2位、これは2011年度の調査のようですが、不登校の半数がひきこもりにつながるとあります。ひきこもりの先は無気力のほか、精神不安定で薬の服用や入退院を繰り返すなどの医療援助、非社会的考え方やそれに基づく行動の三つとし、早期対応の必要を指摘したとも述べられております。

そこで、市内公立の小中学校の児童生徒の不登校対策について、各学校での具体的な取り組みがあればお示しいただきたいと思います。

**○教育長（有村 孝君）** 不登校児童生徒への支援策あるいは対応でございます。

先ほど来申しておりますように、不登校の原因、要因というのはいろいろな要因が錯綜しておりますので複雑でございまして、一つ、二つというわけにはいきませんが、学校に校長会、教頭会等を通じて指導をしていることにつきましては、具体的に学校で実践していただいているわけでございますが、不登校は本市の教育課題の大きな一つでございまして、毎月不登校の、先ほど申しました実態と個々の支援状況の報告を受けておまして、不登校解消に向けた具体的な指導・助言を担当指導主事からいたしております。

また、校長研修会等でも、特に、毎月それぞれの学校の不登校児童生徒数を示しながら、1カ月間ど

ういう指導をしてきているのか、個々にですね。そして、どうしても手詰まりのところは何かというようなことも討論会の中で出すようにいたしているところでございます。

不登校への対応につきましても、先ほど申しましたように、管理職研修会や学校訪問等で初期対応の徹底、初期対応、まず陥らせないということが最も大事なことであろうと思っております。それから個別の支援計画に基づくチームでの対応と。校長だけ、教頭だけ、養護教諭だけがやるんじゃなくて、1人の子供に対するチームを組んで、チームで対応していくというさせ方、そういう指導もいたしております。

また、市教育委員会といたしましては、スクールソーシャルワーカーあるいはスクールカウンセラーを派遣したり、関係機関、先ほど病的ななどございまして、精神科等と連絡をとりながら、1割ぐらいはそういう精神的な問題で、疾病で不登校に陥っている子供もおります。そういうことも踏まえながら、関係機関と連携したりして不登校解消に向けて努めているところでございます。

**○9番（東 育代君）** 答弁の中にも不登校の児童生徒の数をお答えいただいたわけですが、この児童生徒が今年度は小学生が2名、中学生が21名ですが、この児童生徒が昨年はどうだったのか、その前はどうかだったのかというのが非常に気になるところです。

不登校に関する実態調査について、文科省が平成18年度に不登校であった生徒の5年後の状況等の追跡調査を平成23年度より調査研究会を設けて、調査分析を実施したとあります。18年度に不登校であった生徒が5年後にということです。

本市ではこのようなさかのぼった形での追跡調査が実施されたのであればお伺いいたします。あわせて不登校児童生徒の義務教育終了後の追跡調査についても実施されていれば伺います。

**○教育長（有村 孝君）** 議員から今御指摘のありました平成18年度に不登校であった生徒への追跡調査については、23年12月に文部科学省が全国の調査をいたしております。調査対象者が4万1,043人を対象に実施いたしまして、5年後どうしていたかと

いう調査でございます。

本市にも4中学校に11名の調査対象者がおりまして、関係の中学校長を通して調査依頼をいたしました。いずれも本人や家族等の協力が得られずに、調査協力拒否という項目の回答で返してございます。

本市といたしましても、不登校生徒の義務教育卒業後、中学校卒業後の追跡調査につきましては、特に実施はしておりません。ただし、新年度が始まりますと、不登校生徒の中学校卒業後の状況について、進学先の担当者を通して本人の状況を把握しております。市教育委員会ではスクールソーシャルワーカーが本人と連絡をとり、卒業後の状況を聞いたり相談に乗ったりしているという状況でございます。

ちなみに、今年の3月の卒業生は8名の不登校生徒が在籍していましたが、全員高校または高等技術専門学校に進学しておりまして、通学をしているということでございます。もちろん退学をしている子供もおります。

以上のような状況でございます。

**○9番(東 育代君)** この後ちょっと述べるんですが、統計上、不登校の半数がひきこもりにつながると言われておりますので、本市も状況把握をしてほしいなと願っての質問でございました。

不登校傾向にある時期を逃せば、不登校が継続したまま義務教育を終了することになります。さきにも述べましたが、ひきこもりの先は無気力のほか、精神不安定で薬の服用や入退院を繰り返すなど医療援助、非社会的考え方やそれに基づく行動などとなっていきます。私の周辺でも何人もそういう方々を見ております。早目の対応が大事であると思っております。

また、スマホ、ラインでのやりとりからいじめに発展することもあると、串木野西中学校では全国少年警察ボランティア協会サイバー指導員の講演があったと新聞で記事を見ました。保護者が研修することで親子間でのルールづくりも可能になるのではないかと、とてもよい企画だったなと感じました。ほかの学校も参考にすべきではないかと思うことでした。

いじめていた側がいじめられるほうに転ずること

のないように、ぜひ調査分析をしていただいて、早目の対応をしていただきたいと願っていますし、学校だけでなく、保護者や地域も協力できるところは一緒に取り組んでいかなければならないと思っております。

次の質問に入ります。

市教育支援センターの現状と取り組みについて伺います。

「不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことにより、その学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本とする」と文科省の教育支援センターの設置目的を示されているのを見ました。

本市でも不登校等の児童生徒の学校不適応解消に努め、学校への登校を目指すために、児童生徒、その保護者に教育相談及び学習支援を行うとして、市の教育支援センターが市来地域公民館に設置されております。

25年度の決算では、不登校の児童生徒への支援を行う支援員1名とスクールソーシャルワーカー2名の職員が支援センター事業費242万1,482円とありました。26年度の予算では、87万1,000円が計上されておりますが、スクールソーシャルワーカー活用事業240万4,000円が関連事業費として計上してありますので、継続して取り組みがあるものと認識しています。

そこで、今年度の利用状況について伺います。

**○教育長(有村 孝君)** 本市では支援センターが市来地域公民館に、先ほど議員がおっしゃるとおり、常設しております。本年11月末までで、学校長を通し通級申請をした児童生徒は、小学生1名、中学生7名、計8名でございます。8名のうち、現在、学校に登校するようになった児童生徒もおりまして、現在、常時通級しているのは中学生5名のみでございます。

**○9番(東 育代君)** 常時通級が5名ということで、まだまださっきの不登校の児童生徒がこちらのほうを利用しながら学校復帰へつながればいいなと願っているところです。

不登校への対応のあり方について、文科省では指導内容や指導体制のほかに、施設や設備等についても整備指針の中に試案としてではありますが示しています。市の教育支援センターは不登校等の児童生徒の学校不適応解消に努め、学校への登校を目指すために、児童生徒、その保護者に教育相談及び学習支援と記されておりますが、現状では市来地域公民館の一つの部屋の活用となっております。児童生徒や保護者に対して個別の相談に対応できる状況なのか、出入り口について公民館利用者と同じではプライバシーの配慮に欠けるのではないか、休み時間に外で遊べる場所があるのか、支援センターとしての機能は十分と言えるのか、あわせて機能を十分発揮できる環境整備となっているとお考えでしょうか。お伺いいたします。

**○教育長（有村 孝君）** 支援センターは先ほど来ありますように、市来地域公民館のパソコン室を利用して常設しているわけですが、ここは図書館等も近くにあり、静かな環境の中で、それぞれのペースに応じて個別学習に取り組むことができる、不登校児童生徒の支援に適したものであると考えております。また、設備ですけれども、ホワイトボードやプリンターなど学習に必要な常備を新たに購入いたしまして活用しております。今後、室内の設営などを充実させていければなと思っているところがございます。

なお、現在使用しているパソコン室は、冬休み中に床のタイルを撤去したり、あるいは張りかえ工事をする予定にしております。また新しく生まれ変わるという工事をする予定でございます。

それから、プライバシーが保てるかという御質問でございました。確かに出入り口は公民館と同じになっているわけですが、ただ、支援センターではパソコン室を利用し、プライバシーに配慮しながら活動しておりますので、現在通級している児童生徒は公民館に来られる方と会うことに抵抗を示す児童生徒は今のところおりません。ただ、余り常時出会うということは、入り口も違いますので、一緒から入るんですけど、また別の入り口から出入りをしていますので、そんなに鉢合わせになるということは

ございません。ございませんというか、意識して別の入り口を通ればならないということでございまして。

それから、保護者等の相談も学校や市来庁舎でも相談活動を行っておりますので、公民館で行う場合も相談時間を打ち合わせながら、外から見えない部屋で行うなど、プライバシーに配慮しながら相談事業を行っております。

それから、施設設備が十分かということもございました。先ほど答弁いたしましたとおり、ホワイトボードやプリンターなど学習に必要な備品を、最低といえましょうか、これだけはぜひという備品は整備しております。文科省の整備指針によりますと、相談・適応指導を行うための必要な教具をそろえるものという案文があるわけですが、現在は学習プリント、定期テスト、問題など、学校からも提供してもらうように依頼しまして、活用している状況でございます。また、校長あるいは担任、ちょこちょこ支援センターに足を運んでいただきまして、励ましているという状況もございます。

以上でございます。

**○9番（東 育代君）** 対応しているということですが、市の教育支援センターが市来公民館に設置されてから今日まで、利用者の声をお聞きになったことがあるのでしょうか。支援センターとしての利用の範囲が明確でなく、駐車場で遊んでいる子供たちを目にしたときに、トラブルは発生しないのかなど危惧しております。利用者目線での施設設備についてどのような対策をとられてこられたのでしょうか。お聞きしたいと思います。

先ほど答弁の中で、余りそういう声はないと、鉢合わせはしないというようなことでもございますけれども、これだけの不登校の児童生徒が現在いるということで、学校内にはそういう子供たちがもうちょっとこっちの支援センターを利用すると、そこからまた学校へ復帰する機会、チャンスというのができると思うんですが、今の状況の中では鉢合わせはしないからいいとかではなくて、外から出入りができるドアがありますよね。あそこから出入りはできるんですよ。あそこをきちっと出入り口と明確にするとか、いろいろな工夫も今後されたいかがかな

と思っているのですが、利用者目線での施設設備についてどのような対策をとられてきたのかということについて、再度お聞きいたします。

**○教育長（有村 孝君）** 先ほどプライバシーが保てるかという御質問でございましたので、入り口が二つありますから、人目につかない入り口もあります。あるいは公民館の中の廊下から入る出入口もあります。もともとパソコン室でございますので、そういう状況をお話いたしました。

また、十分かと言われると、まだまだ十分とは言いきれない面もございますが、ただ現在8名の通学申請が出ておまして、常時、今5名が通学しているわけでございます。私も駐車場でいろいろ遊んだり、また中で1時間くらい話しこんだりすることがあるわけですが、非常に子供たちも、学校には行けないけれども、支援センターで1人常勤といましようか、非常勤であるんですけれども、小学校の免許を持った指導員を1名配置しておまして、それにプラス、ソーシャルワーカーが出入りをしております。ですから、2名で当たっていると。

あるいは私どもの学校教育課の指導主事が4名おりますが、4名も入れかわり立ちかわり行って、いろいろ学習指導、生活指導等当たっているわけでございますが、毎日、活動記録簿が私のところに来ます。子供が1枚ずつ書いております。今日は何を勉強したとかですね。非常にユニークな活動報告書になるわけですが、こうして学校登校へのつなぎをしている支援センターということでございますので、そういう機能を十分に果たせるように、今、議員の指摘にもありましたように、今後より一層教室環境整備をはじめ、整備していく必要があるのかなと感じているところでございます。

**○9番（東 育代君）** 「不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことによって、その学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本とする」と、こういうふうに文科省は支援センターの設置目的を示しております。学校に行きたくても行けないと心を痛め悩んでいる児童生徒や保護者の気持ちを

少しでも軽くしてくれるのが支援センターの役割だと思っております。利用しやすいような環境の整備が急務ではないでしょうか。対象者について文科省の試案では、必要に応じて中学校卒業した者についても進路等に関して教育相談等の支援を行うことが望ましいと記されておりますが、本市の支援センターの利用者について、現状はどうか伺います。

**○教育長（有村 孝君）** 卒業生につきましては、先ほど進学先等も申し上げましたけれども、学校よりスクールソーシャルワーカーが学期初めや学期末などの節目の際に連絡をとって様子を把握したり、また相談に乗ったりしております。中には時々支援センターを訪れる卒業生もおります。支援員が直接近況等について話を聞く機会もありまして、今のところ順調とは言いませんけれども、慕って、学校ではなくて支援センターに来てくれると、非常にありがたい状況も見られます。

今後ともまたそういうふうに追跡調査といましようか、一緒に、どうしているのかなと、高校生活、あるいはそれぞれの人生を歩いているのか、できる限り把握していきたいと思っております。

**○9番（東 育代君）** 教育委員会の責務として、教育委員会は教育委員会規則の制定や指導体制の充実等、センターの整備に関して必要な方策を講じなければならぬと文科省の不登校の対応のあり方についても記されております。市の実施要項の中に整備についての記載はありません。指導員の体制について、施設の整備について、支援センターが支援センターとしての機能を十分発揮できるような環境整備をしていただき、不登校ゼロの市となるような取り組みを願っているところでございます。

次の質問に移ります。

特別支援教育支援員の配置状況について伺います。

市内の公立の小学校、中学校に通学する児童生徒が今年度当初では小学校児童1,435名、中学校生徒771名、合計2,206名とお聞きしております。周囲とのコミュニケーションがとりにくいと言われる発達障害児は、統計的には5%から7%ぐらいはいるの

ではないかと言われております。本市の小学校児童数から換算しますと、72名から100名くらいの人数になるようです。また、中学校の生徒数から換算しますと、38名から54名くらいになるようです。小学校、中学校児童生徒の人数からしますと、おおよそ110名から154名ということになるようですが、本市の現状をお聞きいたします。

**○教育長（有村 孝君）** 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況についてであります。

この特別な教育的支援というのは、子供たちが学校生活、学習、あるいは学校生活全般ですが、発達障害のある子供で困り感のある子供のことをいうわけですが、その状況についてでございます。教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して特別支援教育支援員が支援を行っている児童生徒は、本年10月末現在で、小学校では115名、中学校では38名、市全体では、先ほど議員が御指摘なさいました153人となっております。割合では、小学校で全体の約8%、中学校では約5%、市全体では約7%となっております。文科省が統計をとっています大体5%から7%という割合とほぼ匹敵する割合でございます。

以上です。

**○9番（東 育代君）** 25年度の実績から見てみますと、学習や学校生活において特別な教育支援が必要な児童生徒を支援するために配置されている特別支援教育支援員が、小学校5校、中学校3校、計8校20名とお聞きしております。学校教育において学習面や生活指導面における支援や個別指導を充実するために配置されている学校教育支援員が小学校3名、中学校2名、計5名というふうにお聞きしております。

昨年度の決算の審査委員会の中で、25年度当初予算は116万5,000円、決算では112万9,380円とお聞きしておりますが、26年度予算では約118万2,900円となっております。支援員は14名となっております。小中学校の特別な配慮を必要とする児童生徒に対する支援のあり方について、現状の配置で十分であると認識されているかお伺いいたします。

**○教育長（有村 孝君）** 特別支援教育支援員の配

置状況についてでございます。

本年度は、先ほど来ありますように、5小学校と4中学校、合計9校に対して14人配置をいたしております。特別支援教育支援員の配置に当たりましては、市内の各学校において特別な教育的支援を必要とする児童生徒の調査を行いました。次に、調査結果をもとに指導主事の学校訪問や聞き取り調査等によりまして実態を十分に把握いたしまして、支援員の配置を決定したところでございます。このことから、現在の状況は学校の実態に即した配置ではなかろうかと認識しているところでございます。

**○9番（東 育代君）** 初めにも申し上げましたが、このたび教育民生委員会のメンバー6名で市内の小学校、中学校を訪問いたしました。そのときに各学校の支援員の配置状況等についてもお聞きいたしました。現状で十分ですとお話しされる学校もありましたが、中には、もう少し支援がほしいですねと言われる学校もありました。

発達障害児は見た目には障害があることがわかりにくく、本人や周りの人たちも障害があることに気づきにくいという特性、特徴があります。そのため、周囲とのコミュニケーションがうまくいかなかったり、学校等で困難を抱えたりすることがあると言われております。特別支援教育支援員の配置について、いま一度それぞれの学校の現状を調査していただいて、検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。再度お聞きいたします。

**○教育長（有村 孝君）** 先ほど申しましたように、配置につきましては年度当初に配置しているわけでございます。今後につきましても、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の調査を行いまして、学校訪問や聞き取り等による実態把握を行い、支援員の配置を決定してまいります。現在のところ、今年度はもう今から調査をするという計画はございません。ただ、もしそういう学校長から強い要望、あるいは転入生がありましたとか、そういったような環境と条件が変われば、また私どもとしても調査をいたしまして、配置をお願いするということになるかと思っております。

**○9番（東 育代君）** ぜひ再度聞き取りをしてい

ただきたいなと思っているところです。

子供たちは未来の宝です。義務教育の期間は社会人となるための学習の場です。学校側も精いっぱい子供たちの教育に取り組んでいらっしゃる様子を実感いたしました。今回の学校訪問を通して市内14校の学校の様子が変わり、私は個人的にはとても成果があったと喜んでおります。

財政支援を含め、学校教育について最後に市長のお考えをお聞きしまして、質問の全てを終わりたいと思います。

**○市長（田畑誠一君）** 特別支援教育支援員の配置など特別支援教育の充実に向けた見解はどうかという御質問であります。

特別支援教育の重要性は強く認識をしているところであります。特別支援教育支援員の配置については、学校からの報告や市教委による検討などに基づいて、必要に応じて配置をしているところであります。今後も支援を必要とする児童生徒数の動向を見きわめ、特別支援教育支援員の配置について検討していきたいと考えているところでございます。

**○議長（下迫田良信君）** 以上で、本日の日程は終了しました。

---

△散 会

**○議長（下迫田良信君）** 本日は、これで散会します。

散会 午後4時00分